

令和５年１２月八峰町議会定例会会議録（第１日）

---

令和５年１２月１３日（水曜日）

---

議 事 日 程 第 １ 号

令和５年１２月１３日（水曜日）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 発議第 ８号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ５ 発議第 ９号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 第 ６ 議案第 ７７号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ７ 議案第 ７８号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ８ 議案第 ７９号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ９ 議案第 ８０号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １０ 議案第 ８１号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １１ 議案第 ８２号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １２ 議案第 ８３号 八峰町農業振興資金貸付基金条例制定について
- 第 １３ 議案第 ８４号 八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 第 １４ 議案第 ８５号 物品の取得について
- 第 １５ 議案第 ８６号 物品の取得について
- 第 １６ 議案第 ８７号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 １７ 議案第 ８８号 令和５年度八峰町一般会計補正予算（第７号）

- 第 18 議案第 89 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 19 議案第 90 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20 議案第 91 号 令和 5 年度八峰町営診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 議案第 92 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 議案第 93 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 23 議案第 94 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 24 議案第 95 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 25 発議第 10 号 議会改革検討特別委員会の設置について
- 第 26 議会改革検討特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 27 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善について  
国に意見書提出を求める陳情
- 第 28 陳情第 6 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への  
支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に  
意見書提出を求める陳情
- 第 29 陳情第 7 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 30 陳情第 8 号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数  
改善による正規教員増を求める意見書提出の陳情
- 第 31 陳情第 9 号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き  
上げること」を求める意見書提出の陳情書

---

出席議員 (12 人)

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 笠 原 吉 範  | 2 番 伊 藤 一 八  | 3 番 奈 良 聡 子  |
| 4 番 芦 崎 達 美  | 5 番 水 木 壽 保  | 6 番 菊 地 薫    |
| 7 番 腰 山 良 悦  | 8 番 見 上 政 子  | 9 番 須 藤 正 人  |
| 10 番 門 脇 直 樹 | 11 番 山 本 優 人 | 12 番 皆 川 鉄 也 |

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也      副 町 長 田 村 正

|               |         |           |         |
|---------------|---------|-----------|---------|
| 教 育 長         | 鈴 木 洋 一 | 総 務 課 長   | 和 平 勇 人 |
| 税務会計課長        | 成 田 拓 也 | 企画財政課長    | 高 杉 泰 治 |
| 福祉保健課長        | 石 上 義 久 | 教 育 次 長   | 山 本 節 雄 |
| 学校教育課長        | 山 内 章   | 産業振興課長    | 山 本 望   |
| 農林振興課長        | 堀 内 和 人 | 建 設 課 長   | 浅 田 善 孝 |
| 農業委員会事務局長     | 内 山 直 光 | 生涯学習課長    | 今 井 利 宏 |
| あきた白神体験センター所長 | 菊 地 俊 平 | 防災まちづくり室長 | 工 藤 善 美 |

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

---

午前１０時００分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和５年１２月八峰町議会定例会を開会いたします。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、９番須藤正人君、１０番門脇直樹君、１１番山本優人君の３名を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会は、去る１２月５日、議会運営委員会を開催し、１１月１０日付けで議長から諮問があった令和５年１２月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の発議を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から15日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から15日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年12月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、町が国の補助事業を活用するため申請した7月豪雨災害に関する災害査定の進捗状況と工事発注の見込みについてであります。

まず林道関係については、10月17日から20日までの4日間で9か所の災害査定が行われ、7か所については工事発注を終えておりますが、詳細設計を伴う林道水沢山線の2か所については、来年度に発注することとしております。

また、農業関係についてであります。国への申請件数60件のうち、12月8日現在、45件の査定が終了しており、今週中に全ての査定が終了する見込みとなっております。

査定を終了した箇所から随時、詳細設計を行い、工事発注する予定としておりますが、被災箇所が多いことから、発注ロットの大型化に努めるとともに、受益面積の大きい幹

線水路等を優先して発注することとしております。

次に、公共土木施設関係についてであります。町道19か所、河川18か所の合わせて37か所について、10月31日から後査定に入り、12月1日に終了し、査定額が確定したところであります。

今後の工事発注の見込みについては、町道は、現在、交通規制を実施している箇所等を優先するほか、河川については、被災箇所が農地に隣接しているなど復旧が急がれる箇所等を優先し、今月中の発注を見込むとともに、残りの箇所についても、年度内の発注に向け、作業を進めているところであります。

また、配水管や導水管が被災した埧、沢目、八森地区の水道施設については、今月8日に災害査定が終了しており、年度内の発注に向け、作業を進め、早期復旧に全力で取り組んでまいります。

また、7月豪雨災害に際し、ご支援を賜りました能代市や大館市のほか、県内11の事業所を訪問し、お礼を申し上げたとともに、今後の災害時のご支援、ご協力についても改めてお願いしたところであります。

さらに、給水パックや見舞金をいただいた栃木県茂木町には、11月6日に訪問し、災害支援のお礼に加え、今後の両町の交流等についても意見交換を行い、防災のみならず、経済、観光、文化、教育での交流を含めた「友好都市協定」を締結することとし、今後、具体的な内容について調整を進めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

11月21日、峰栄館において開催し、各自治会から提出された側溝の改良や道路の補修など35件の要望について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、女性活躍推進講演会についてであります。

11月9日に、ファガスにおいて、秋田県理事の丹治純子氏を講師に迎え、「女性活躍が必要な理由を知ろう」と題してご講演いただき、約50名が聴講したほか、講演後には、「自分を知ろう、自分の理想の働き方」をテーマに女性を対象としたワークショップも開催し、活発な意見交換を実施したところであります。

参加者へのアンケートを見ると、概ね好評であったことから、今後もこうした取り組

みを継続し、女性の様々な意見を町政に反映させ、女性が個性や能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、多文化交流会についてであります。

11月12日に、八森第一地区コミュニティセンターにおいて、秋田の郷土料理を作ることをテーマに、町在住のベトナムからの技能実習生と町民合わせて23名が参加し、一緒に「だまこ鍋」作りを体験したほか、ベトナムを代表するフォークソングが披露されたところであります。

人口減少が進む本町においては、外国人労働者は貴重な人材であると考えており、今後もイベントを継続し、町民と外国人労働者との交流を深めていくとともに、外国人労働者から選ばれるまちづくりに努めてまいります。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月21日に、札幌サンプラザにおいて、北海道八峰町ふるさと会総会が開催されたほか、11月19日には、千代田区のアルカディア市ヶ谷において、八峰町関東ふるさと会総会が行われ、いずれの議案も全て原案どおり承認されたところであり、盛会裏に終わったところであります。

また、関東ふるさと会の総会後には、株式会社龍角散の藤井隆太代表取締役社長による「龍角散と八峰町のつながり」と題した特別講演が行われ、会員の皆様には好評であり、改めて本町における生薬生産の重要性を認識いたしました。

次に、クマによる被害の状況についてであります。

9月11日に、峰浜坂形地区において、80代の男性が自宅裏の畑で被害を受けたことから、町では、猟友会の協力を得てクマの捕獲に努め、翌12日早朝に、体長140 c mのオスのクマを捕獲しました。

また、10月4日には、峰浜石川地区において、能代市の70代男性がクマに襲われたところであります。

今年のクマの捕獲頭数は、現時点において76頭であり、これまで最も多かった年と比較しても2倍以上となっていることから、今年は12月末まで有害駆除の申請を行うこととし、緊急時の対応に努めてまいります。

なお、猟友会峰浜支部、八森支部の皆様には、連日のように出動していただき、これまでのご協力に対し深く感謝を申し上げます。

次に、「あきたこまちR」についてであります。

県は、令和7年産米より「あきたこまち」から「あきたこまちR」へ全面切替えを行うこととしており、そのPR活動を行っております。

「あきたこまちR」とは、鉾山地域の本県において、重金属であるカドミウムをほとんど吸収しない米であり、出穂期の水張りを必要とせず、農家の作業低減にも繋がる品種であります。

カドミウム米を生産しないためには必要な品種であると捉えており、町としましても、県と連携しながら農家の皆様方への更なる情報提供に努めてまいります。

次に、株式会社モンベルとの「連携と協力に関する包括協定」についてであります。

御所の台エリア再構築構想において、様々な民間企業と協議を進めているところですが、このたび株式会社モンベルとの間で、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と、町民生活の質の向上を目的とした、包括協定を締結することになりました。

協定締結式は今月20日に予定しており、今後は、御所の台エリアのみならず、民間企業の知見を生かした自然体験の促進や地域経済の活性化等について、連携と協力を行ってまいります。

次に、今季のハタハタ漁についてであります。

今季のハタハタ漁の資源管理方法は、資源の回復を図るため、前年と同様に水揚げ操業日数を制限する方式が踏襲されました。

沖合底引き網漁については、一経営体の操業日数が22日間、沿岸ハタハタ漁については、12日間に、それぞれ上限が設定されております。

9月に解禁された沖合底引き網漁については、11月までの水揚げは、時化により出漁できない日が続いたことも影響し、県漁協北部支所管内で約1.07 tとなり、昨年を下回る記録的な不漁となりました。

また、11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁については、八森漁港において12月9日に初漁を迎え6 k gの水揚げがあり、翌10日には67.2 k gの水揚げと、ようやく先週末から接岸の兆しが見え始めております。

底引き網漁、季節ハタハタ漁とも未だにまとまった水揚げがない状況であります。この後は一日でも早く大規模に接岸し、大漁を期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、第17回八峰町文化祭についてであります。

10月28日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道や写真、俳句や短歌、生け花、手芸作品など、個人団体合わせて930点の出品があり、700名を超える方々から鑑賞していただきました。

10月29日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱で始まり、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど20演目、295名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

また、芸能発表会に先立ち、「第10回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を行い、今回は、町内外の5つの小学校から172点の応募があり、町長賞、議会議長賞、審査委員長賞など15点が入賞となりました。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、スマートフォンを利用したコンビニ交付サービスの提供が開始されることに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.1か月増額しようとするものであります。

議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.1か月増額しようとするものであります。

議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターを追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の一部改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定については、このたびの豪雨災害によって収入が減少した農業法人に対し、農業の振興を図ることを目的に効率的な資

金貸付を行うための基金を設置するため、条例制定しようとするものであります。

議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号、物品の取得については、消防ポンプ自動車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号、物品の取得については、小型動力ポンプ積載車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定については、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、2億4,223万円を追加して、歳入歳出予算の総額を101億5,710万3,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加や、農業振興資金貸付基金の設置に伴う基金積立金の追加などとなっております。

議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、143万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,601万円とするもので、主な歳出は、国保システム改修費の追加であります。

議案第90号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、2,039万円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億202万6,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、12万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,507万1,000円とするもので、主な歳出は、職員手当の調整に伴う人件費の減額であります。

議案第92号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ555万4,000円を減額し、3億2,790万1,000円とするもので、職員数の減による人件費の減額であります。

議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ74万1,000円を追加し、5億2,727万4,000円とするもので、給与改定及び人事異動による人件費の追加であります。

議案第94号、八峰町監査委員の選任については、八峰町監査委員に名畑吉男氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第95号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、八峰町沢目財産区管理委員に木藤直氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案であります。

なお、林道池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事契約締結及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業」に係る令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）につきましては、本定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第8号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第8号

令和5年12月13日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 水 木 壽 保 |
| 賛成者 | 同 上     | 見 上 政 子 |
| 〃   | 〃       | 奈 良 聡 子 |
| 〃   | 〃       | 芦 崎 達 美 |
| 〃   | 〃       | 須 藤 正 人 |

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、地方自治法が改正され、議員個人が行う町との請負について政令の定める範囲内で可能となったこと、及び字句の整理・修正のため条例改正するものです。次のページ、改正文です。

今回の改正につきましては、既に議会全員協議会でご確認いただいておりますが、別添の見え消しでの資料でもありますとおり、第3条では、法改正された議員個人が町との間で行う請負について、会計年度内で300万円まで可能となったほか、請負の規定に

についても明確に条文化されました。これを受け、今回の条例改正では、一親等以内の血族について町との請負を辞退するよう努める規定を300万円までは可能となります。

なお、災害等緊急を要する場合であっても議員個人が請け負うことのできる額は、同じく300万円までとしております。

また、第4条では、請負額を会計年度ごとに公表するよう改めたほか、一部字句の修正・整理を行っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第9号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第9号

令和5年12月13日

八峰町議会議員 皆川鉄也様

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 水 | 木 | 壽 | 保 |
| 賛成者 | 同上      | 見 | 上 | 政 | 子 |
| 〃   | 〃       | 奈 | 良 | 聡 | 子 |
| 〃   | 〃       | 芦 | 崎 | 達 | 美 |
| 〃   | 〃       | 須 | 藤 | 正 | 人 |

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。  
提案理由ですが、地方自治法が改正され、議員個人が行う町との請負について政令の

定める範囲内で可能となったことにより規則改正するものです。

次のページ、改正文です。

こちらにも既に議会全員協議会でご説明しておりますが、先ほどの条例改正で議員個人が行うことのできる請負の額が条例に規定されたため、不要となる３条を削除し、第４条の字句修正を行っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第９号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第６、議案第７７号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第７７号についてご説明いたします。

議案第７７号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年１２月１３日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の導入に伴い、移動端末設備を使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めることに伴い、条例改正するものでございます。

現在実施しているコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードの利用を前提としておりますが、令和３年５月に施行されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が導入されました。これは、スマートフォンに当該証明書を登録することにより利用できるもので、この

サービスでマイナンバーカードを持ち歩かなくてもコンビニ交付サービスが利用できるようになるものでございます。

現行条例ではマイナンバーカードによる申請及び交付のみを対象としているため、スマートフォンでの印鑑登録証明書の申請及び交付を可能にするため、条例改正するものでございます。

なお、電子証明書による認証業務を行っている地方公共団体情報システム機構では、現在、サービス開始を年内開始予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 全協での説明でもちょっと分からなかったんですけども、例えば印鑑登録する場合、本人確認は窓口では本人確認をしっかりと用紙でやったり、それからワンストップでも郵便局でもちゃんと免許証とか本人確認をしてからやってるんですけども、印鑑証明の登録番号というのはそれぞれ登録番号ありますので、それを自分で確認して、それであれですか、自分のスマホに登録するということですか。初期の登録の場合は窓口に行ってやるってということなのかどうなのか、その辺がちょっと分からないんです。で、まあスマホで行うにしても、15歳以上18歳未満とか、相続の関係とか、遠方の入学にする場合とか印鑑証明が必要になってくるのではないかなと思うんですけども、スマホ、これは本人のスマホじゃないと登録ができない、まあスマホを借りて他人が印鑑登録もできるというそういうふうなことが悪用されないのかなっていうところがちょっと心配なんですけれども、その点についてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

印鑑の登録につきましては、通常どおり窓口でございます。このサービスはあくまでも印鑑登録証明書の発行について、スマートフォンを使ったコンビニ交付サービスができるというものでございますので、印鑑の登録は従前と同じように役場の窓口でしか行うことはできません。

それから、印鑑登録証明書、印鑑登録証ですね、登録証が必要かというご質問かと思

いますが、マイナンバーカードで個人認証を行っておりますので、コンビニ交付サービスそのものに印鑑登録証は必要ございません。これは、今、これスマートフォンでのサービスが始まった場合でも同様でございます。

また、この認証の証明書ですね、これは1台に1つしか紐づけできませんので、悪用することはできないものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それでは、マイナンバーカードを持っていないとスマホではそれを受け取ることができないということなんですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。マイナンバーカードを持っている方がマイナンバーカードを持ち歩かなくても利用できるサービスという定義になってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） このコンビニの名称っていうか、これらはどこかで表示されるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 多機能端末機があるコンビニということですので、広く全国にあります、例えばローソンですとかファミリーマート、セブンイレブン、こういったところ全てを対象にしたサービスでございますが、現在のところですけども、このサービス予定につきましては、最初にローソンとファミリーマートから始まるというふうな情報が入ってきております。そのほかについては、順次サービス開始ということになるというふうに今のところ情報提供を受けております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長(和平勇人君) 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、一般職の職員の給与を平均1.04%引き上げ、併せて期末手当の支給率を年間で一般職の職員は0.05か月、再任用職員は0.075か月、勤勉手当の支給率を年間で一般職の職員は0.1か月、再任用職員は0.025か月それぞれ引き上げるよう勧告しました。

第1条は、令和5年12月期の一般職の職員の期末手当の支給率を100分の5、0.05か月、期末手当の支給率を100分の10、0.1か月それぞれ引き上げ、また、再任用職員の期末手当の支給率を100分の7.5、0.075か月、勤勉手当の支給率を100分の2.5、0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

ページ中ほどからの別表は、引き上げ後の給与表でございます。

発信したページご覧いただけますでしょうか。

第1条の表の後の最後の行、別表第3とありますが、別表第3は標準職務職階表でございます。令和5年4月から一般職の職員の定年延長が開始されたことに伴い、再任用

制度が改められ、再任用職員の職位であった特任官が主査、主任又は主事に改められたことに伴い、表記を削除するものでございます。

第2条においては、令和6年度以降の一般職の職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.2か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.025か月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.6875か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.4875か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日を、第1条中、別表第1については令和5年4月1日と、その他の会計については令和5年12月1日と、第2条については令和6年4月1日とそれぞれ定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の5、0.05か月引き上げるものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和5年12月1日、令和6年4月1日と定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 三役の給与ですけれども、それぞれもう支給されましたが、どのくらいそれぞれ支給されて、それで0.1%アップすることでどのような金額になるのか、その金額を教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

改定後の支給額につきましては、条例可決後の計算となりますので、まだ数字がございませんので、12月8日に支給をいたしました従前の率での支給額についてご報告させていただきます。

町長につきましては、算定額ですけれども132万6,093円、副町長につきましては98万6,613円、教育長につきましては90万1,743円でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

公務員の報酬、まあ期末手当は人事院勧告で決められたものであって、これがイコール特別職、議員の期末手当のアップに繋がるというものではありません。八峰町特別職報酬等審議会条例では、議員報酬並びに特別職の額は審議会の意見で意見を聞くということになっております。ということであれば、やっぱりこれは人事院勧告に伴う特別職、議員の便乗値上げということに繋がると思い、町民の理解は得られないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月引き上げるも

のでございます。

第2条においては、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の5、0.05か月引き上げるものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和5年12月1日、令和6年4月1日と定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は反対をいたします。

先ほどの三役の、便乗値上げって私は言いましたけれども、便乗ですけれども、それに対してやはり議員も八峰町特別報酬等審議会ではこれが報酬が決められることになっております。0.1%の増は人事院勧告に出されたものであって、これは私たちも一緒にこれに便乗するということではないと思います。

町民は今、物価高等に苦しめられています。水害、高温等で農業関係者は来年の農業に不安を持っている中で、報酬の値上げは町民には理解できないと思いますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

.....

午前10時50分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

ただいまの質問に対し訂正をしていただきたいと思います。8番見上議員。

○8番（見上政子さん） 大変失礼いたしました。0.1の。

○議会事務局長（佐々木高君） 0.1か月。

○8番（見上政子さん） うん。の値上げということ。1か月の、0.1か月の値上げということで私ここ書いてるんですけども、間違っって言ってしまいました。失礼いたしま

した。訂正いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。10時57分より再開いたします。

午前10時51分 休 憩

.....  
午前10時57分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターの完成に伴い、両施設を町のコミュニティセンターに加えるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

別表中、13番、大久保岱コミュニティセンターの次に岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターを追加しています。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしていますが、公布日は工事完成検査が完了し、引き渡しが行われる日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 防災コミュニティセンターと普通のコミュニティセンターと2つの種類があるんですが、この「防災」とつく理由というのは何かこの条例の中で違いがあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

この同じ条例の中で定められておりますので、名称に「防災」がつくことに違いはございますが、取り扱いについて何ら変わるものではございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 取り扱いに違いはないと言いながら、そうすれば、この「防災」についての機能というものも若干こう説明があってしかるべきだと思うわけですが、その辺は今後何かの機会に出てくるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

岩館地区防災コミュニティセンターにつきましては、建物の概要、計画といいますが、につきまして全員協議会等でご説明した際に、避難所としての機能を備えつつ、消防の機械器具置場と併せて合築した複合施設であるというふうにご説明をしておりますが、あくまでもコミュニティセンターとしての機能を有しておりますので、この条例にうたっているもので、この実際の運用、そういった個々の部分につきましては、議会の方からも、また自治会の方からも、避難所として運用された場合の費用負担であるとか運営につきまして別にご配慮いただきたいというご意見もいただいておりますし、そういったものについては別途、指定管理者になっていただく予定の自治会と協議をしながらルールを定めていくということにしておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私が聞きたいのはですね、「防災」というふうにつけたならば、

この防災グッズって言ったらいいのかな、防災用品、そういうふうなものがやはり若干でも維持しているべきではないのかなと。それによって防災コミュニティセンターなんだという表現が正しいというふうに私は思ってるわけですよ。単なるコミュニティセンターであれば、その何だ、まああちこちの自治会の中にあるコミュニティセンターにはその防災用品というのは置いてないわけでしょう。この「防災」がつくということはそういうことだというふうに私は認識してるんだけど、それがなされないんだとするとこれはちょっと私の感覚とすればおかしいなというふうに思うわけです。ですからその辺をもう一回返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

少し言葉足らずなところがあったかもしれません。申し訳ございません。

避難所としての機能を有しているということで、当然、大型の蓄電池なども備えるということでこれご説明済みですが、防災備蓄品を備える倉庫なども併せて整備をしております、こちらに防災備蓄品が備蓄される予定になっておりますので、そういったものでは、より長期の避難に耐え得る機能を有しているということで明確な違いがございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） ここで聞くのはどうかと思いますが、この指定管理料ですね、普通のコミュニティセンターと同じ扱いになるのか、それとも指定管理料が変わってくるのか。地域住民がですね非常に心配しております。建物も大型ですし、そして消防自動車がその中に入っていると。また、防災備蓄品の部屋もあるということで、この今までのコミュニティセンターとは随分違ってくるのではないかなというふうに思います。その点、その指定管理料、そういうものをどういうふうな形で考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理料につきまして、通常のコミュニティセンターの利用に関する指定管理ということで捉えておりまして、これについては、その他の今指定管理をお願いしている施

設との管理の運営の仕方については、変わりは、変わりというか変更は設けないというふうにして考えております。ただ、避難所として指定をして、避難をされた場合、この間にかかる経費につきましては、別途支援する形で考えたいと。指定管理者である自治会で負担していただきますが、その分を別に補助といいますか助成する形で、自治会に過度な負担がかからないような支援を考えたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 扱いがですね普通のコミュニティセンターと同じ扱いになるということでありますよね。例えば建物がですよ非常に大きいわけですね。今さっき言ったように、いろんなものが組み込まれているということからしてですね、これ普通のコミュニティセンターと同じような扱いになると、この自治会としてもですね大変なんですよ。いろんな経費がかかるんです。掃除とかですね。大型の防災コミュニティセンターを、これ普通のコミュニティセンターと同じく考えてしまうというのはいかがなものでしょうかね。町長どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

まあ須藤議員がおっしゃることは非常に私も理解するところではございますけども、先ほど課長が言ったとおり、やはり防災という面で、例えば避難所になって避難されている方がそこに避難するといった場合は、さすがにですね、これまでのコミセンの機能とはまた違うところですので、そういったところはやはり町としても対応を考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますけども、通常使用であれば、これまでと使い方は変わらないだろうということで、ほかのコミセンと同様の扱いかなというふうに理解しております。

ただ一方で、須藤議員おっしゃるとおりですね、その他のところだいでかいだろうというところありますけれども、そこについてはやはり通常使わないだろうなというところを理解していただければなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 須藤議員が指摘された管理料なんですけれども、建物全体が器具置場と一緒になるってことで大きくなりますね。そうなった場合、いろいろ管理するのに第一自治会だけで管理するとなれば、なかなかこれは大変だと思います。消防の方の器具置場の方も、いや消防の方で責任持って管理といいますか、ある程度管理する

と思いますけれども、やはり自治会にも負担かかってくると思うんですよね。そういう点でやはり管理料もやはり考慮してもらわなければならないし、その管理の仕方もしっかりしたあれを示してもらわないと自治会としても困りますので、その点どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

建物、今までよりも大型化していて、維持管理費相当かかるということで自治会の負担になるというようなご意見かと思いますが、これは建物の規模を自治会の中で町とですね協議する際に、大きくする希望をかなえるとそれだけ普段遣いの時に管理料もかかるので、その辺も考慮してということで協議の中で自治会の中でも意見交換をした事項だと私ども認識しております。その上で今の規模に落ち着いたものというふうに考えておりますので、あくまでも通常利用については自治会負担で、もちろん省エネですとか災害時に電気料がですね、かかり増しに、まあ蓄電池などでもたせるなどの観点から、廊下などもですね南側から日が入るような形で、普段照明を使わなくてもいいような省エネの視点でも建築をしておりますので、維持管理費につきましても、まあこれまでの古い改善センターから見ても、だいぶ効率的には上がっているものと思っておりますので、あくまでも緊急時の支援ということでご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 例えばですよ、消防車を入れる、そのまあ建物がくっついてるわけですよ。それで消防団員がいろんな話し合いとか訓練とかあった時、そこをもちろん利用するわけですね。電気代、水道代、皆かかるわけですよ。それも自治会の全て。例えば3自治会の私は防災センターだと思ってるんですね。小入川、岩館第一、岩館第二、3自治会の防災センターに対して、管理費を岩館第一自治会だけ負担すると、持つということは、私はちょっとずれてるんでないかなと思うわけです。じゃ、消防小屋を別に、その消防車を入れる棟をね、団員が休む場所、いろんな話し合いする場所、別に離して建てたらよかったんじゃないですか。何で一緒に組み込んだんですか。

我々第一自治会では、加藤町長の時代に防災コミュニティセンターを造るということで理解はしましたよ。したけども、その経費については何ら話し合ってません。私は当然、コミュニティセンターの普通の使用料金よりも上がるものと思って了解してるわけ

ですね。消防小屋と一緒にですから、普段の経費がかかっていくんです。これをね第一自治会の皆さんが非常に心配している。そこをもう少しですね検討をしてみてください。総務課長、検討してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

消防の機械器具置場におきましては、電気と水道については別契約、自治会と全く別契約になっておりますので、それが自治会の会計に一時的にも負担を及ぼすということはありませんが、共有スペースですとか消防団の活動やその他の緊急時、先ほどから申し上げてる緊急時などで自治会にこれまで以上に、これまでの改善センターの維持運営費と明らかに違う経費が発生するようであれば、その部分については現状をご報告、相談させていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第82号について説明いたします。

議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをご覧ください。こちらが改正文でございます。

保険税の減額を規定する第24条の次に第3項を加えてます。

また、次のページの中段になりますけれども、出産被保険者に係る届け出ということで、この改正に関わる届け出の条文を第25条の3として追加してあります。

改正の内容につきましては、別添の資料に基づきまして説明させていただきます。

出産時における保険税負担の軽減ということで、令和6年1月1日に施行されることになっております。

制度の概要です。国の新たな国保運営方針に基づき、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間です。その相当分の保険税を免除する措置が創設されました。負担割合につきましては、国が2分の1、県と市町村、県と町が4分の1ずつとなっております。

次に、対象者です。令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者が対象となります。妊娠85日以上の出産で、死産、流産、早産、人工妊娠中絶も対象となっております。届け出につきましては、出産予定日の6か月前から可能となっております。また、出産後でも可能です。

免除の方法としましては、出産予定月の前月から翌々月の期間の所得割額と均等割額を免除することとなっております。それぞれ12分の1の額に対象となる月数を乗じた額が免除されることとなっております。この単胎妊娠の場合は、出産予定月をこの星印とした場合、前月から翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は、ご覧のように3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間と、こちらが免除されます。

ただし、令和5年度の免除対象月は令和6年1月以降の期間というふうに定められております。例えば、令和5年11月出産の場合は、令和6年1月分の免除、1か月分です。令和5年12月出産の場合は、令和6年1月分と2月分の免除ということになります。

なお、現在のところ当町には、今回の該当者は現在のところおりません。

説明は以上のとおりですけれども、表の下の方に書かれておりますのは、均等割額の減額見込みということで、免除後の免税額の方を記載しております。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 均等割が国の方で4か月間だけですけれども免除になるということは、非常にいいことなんですけれども、まあ該当者はいないようですけれども、ただやはりこれ一時的な、本当に一時的なものであって、その4か月間見てみますと、軽減なしのところは普通どおり5万円、均等割出ますよね。で、まあ2割減免、5割減免ってありますけれども、ただ出産しますと、もうそれはその国保税はその時減免でしょうけれども、もう1人の扶養としてまた1人の扶養が増えたということで軽減なしだと5万円、2割軽減だと4万円というふうに、またこれが加算されるわけですよね。その時、出産休暇といいますか、その間だけは均等割、4か月間だけは均等割減免なりますけれども、その後はもうまた1人増えたということで増えていきます。これが双子、双子、まあ多小児の場合は、これが倍になって10万円とか、これ本当に国保税はもう高くて大変です。子どもを生んでも、その間のことしか認められないというふうな仕組みになってますけれども、町長どうでしょうか、この均等割、国の方では4か月ですけど、その後の均等割をまあ半分に減らすとか、そういう国保税が高くて子どもも生めないという状態にならないように考えはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

これは国の制度で今進めて、町もその条例改正してるところでありまして、なかなかそれを超えるようなことってというのはなかなか町としては難しいなというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定について。

八峰町農業振興資金貸付基金条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。本年7月14日からの豪雨災害等に伴いまして収入が減少した農業法人に対し、農業の振興を図ることを目的に効率的な資金貸付を行うため、同条例を制定するものでございます。

次ページをご覧ください。条例文となっております。

第2条です。この基金の額は、1億円以内としたいと思います。

第6条でございます。貸付の条件です。第1号としまして、貸付利率は無利子。第2号として、貸付期間は8年以内において規則で定める期間とします。第3号として、償還方法は定額償還という形としたいと思っております。第4号、利率です。延滞利率です。これは民法第404条に定める法定利率を考えております。

で、第8条の方に、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるという形で規則を別に定めております。で、今規則はちょっと持ち合わせておりませんが、規則で返還期間とか……あ、すいません、今掲示になりましたのでご覧ください。全協の時にご説明いたしました資料となっております。で、規則、右側の方にはございますが、規則の方で1法人当たり、まず上限は2,000万円という形にしております。3年間の返済猶予期間、最長ですね、3年間の返済猶予期間を設けまして、返済期間を最長8年という形にしております。

あと、こちらの第5条中には、連帯保証人をまず1名つけていただく形となっております。

説明の方は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 連帯保証人が貸付の条件になってるんですけども、この借りる側にとっては、この連帯保証人を探すというのは非常にハードルが高いのではないかなと思います。で、連帯保証人ではなく担保を取る。担保については考えなかったものでしょうか。

それと、この連帯保証人をつけるということについて、農業法人側に対しての説明はされたのか。そうであれば、その法人側の反応というのはどういうものであったのか。この点について質問いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

担保という話ございましたけど、町としましてその担保等々を精査する機関がございません。ということで、連帯保証人を考えさせていただきました。

で、法人さんにつきましては、まず1名の連帯保証人をつけてくださいという説明はしております。まあ保証人つける説明については、それについての反対は今のところはありません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり

可決されました。

日程第13、議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。

八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

変更内容についてご説明いたします。このたびの変更には大きな変更内容はございませんが、過疎対策事業債を事業の充当財源に活用したいことから、現在の八峰町過疎地域持続的発展計画に財源充当する事業の追加や文言を変更するものであります。

次のページ、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてをご覧ください。

このたび一部変更する箇所をご説明いたします。こちらの表では一番左側に変更箇所の項目とページ、次に変更後、右側に変更前を記載しており、変更箇所を朱書きで示しております。

はじめに、変更箇所の第3 産業の振興のところでは、39ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（9）過疎地域持続的発展特別事業の内容のところの具体的な事業内容の岩館小学校渡り廊下の部分について、朱書き部分「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更するものです。そのほかに「旧源泉」を追加するものでございます。

次に、2ページ目をお開きください。

第5 交通施設の整備・交通手段の確保のところでは、50ページに記載しております、3 事業計画、事業名（1）市町村道 道路、事業内容、上から5番目、町道目名潟大沢線道路改良工事の延長を「100m」から「295m」に変更するものでございます。

次に、3 ページ目をお開きください。

第6 生活環境の整備のところでは、60ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（2）一般廃棄物処理施設のし尿処理施設のうち、事業内容、「し尿処理施設整備事業」を「中央衛生処理施設整備事業負担金」に変更するものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

同じく第6 生活環境の整備の3 事業計画の61ページに記載してあります事業名（7）過疎地域持続的発展特別事業の事業内容、公共施設解体事業の④対象施設のところ、岩館小学校渡り廊下の部分について「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更し、「旧源泉」を追加するものでございます。

次のページ、5 ページをお開きください。

第9 教育の振興のところでは、74ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（1）学校教育関連施設の校舎の事業内容のところに「八峰中学校改修事業」を、給食施設の事業内容のところに「給食センター施設整備事業」をそれぞれ追加し、事業主体のところにもそれぞれ「八峰町」を追加するものでございます。

次に、6 ページ目をお開きください。

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分についてであります、ここの部分につきましては、本計画書において過疎対策事業債の中でもソフト事業分を再度掲載している部分でありますので、繰り返しのご説明となります。

持続的発展施策区分の2 産業の振興と5 生活環境の整備の事業名、公共施設解体事業の④対象施設として事業内容の岩館小学校渡り廊下の部分について「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更し、「旧源泉」をそれぞれ追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 今の計画を見ておりますと、給食センター、これ令和7年度までにこの給食センターを工事にかかるということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

このたびの過疎計画のここの給食センター、まあ中学校の分もそうなんですけれども、こちらの方につきましては、令和6年度の当初予算の方で、給食センターの部分につきましてはスチームコンベンションを導入するということで予算を措置しております。そちらの方の改修に当たりまして過疎対策事業債を活用したいということで、このたび給食センターの部分を追加するものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第85号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

物 品 名 消防ポンプ自動車

取 得 金 額 2,437万6,000円

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川 間 一 平

支 出 項 目 令和５年度八峰町一般会計

９ 款 消防費

１ 項 消防費

２ 目 消防施設費

令和５年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料の方をご覧ください。

八峰町消防団第12分団配備 消防ポンプ自動車についてでございます。現在配備されております12分団の消防ポンプ自動車は、平成12年８月に初動登録されており、登録から23年経過しております。町では概ね20年以上経過した消防車両を更新する計画を立てており、本年度において更新に該当する車両を購入するためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） 入札調べ、まあ見たんですけども、入札の状況が載ってません。この議会、議案としてかかる案件で入札の調べが載ってないというのはいかなるものでしょう。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前１１時４２分 休 憩

.....

午前１１時４３分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） これ事務局の問題ではないんですよ。やはり担当のね防災室長がこれをちゃんと載せて、そして我々から議論していただくというのがこれは通常なんです。これ事務局が確認しなかったから載ってなかったという問題ではないということ

を、課長、室長、十分理解してください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この廃棄車両、これはオークションに出すのかどうか、この辺返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

原則として廃車にしました旧車両につきましては、オークションなどにかけて売払いをするという計画であります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第86号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

物 品 名 小型動力ポンプ積載車

取 得 金 額 1,030万7,000円

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川 間 一 平

支 出 項 目 令和５年度八峰町一般会計

９ 款 消防費

１ 項 消防費

２ 目 消防施設費

令和５年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料をご覧ください。

現在配備しております13分団の小型動力ポンプ積載車は、先ほどのものと一緒で平成12年８月に初動登録されており、登録から23年の経過となっております。町での概ね20年以上の経過した消防車両を更新する計画を立てておりまして、本年度において更新に該当する車両を購入するためのものでございます。

平成29年３月12日の道路交通法改正によりまして、準中型免許が新設されました。車両の総重量が3.5 tを超える現在のトラックタイプの積載車は、普通免許で運転することができなくなりました。改正以前に普通免許を取得している消防団員は、引き続き5 t未満の自動車を運転することができるため問題ありませんが、改正後に普通免許を取得した若い消防団員は運転することができなくなることから、今回のワンボックスタイプの積載車に変更しまして3.5 t未満となるため、運転することが可能となる形となります。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これに入札調べが載ってないので分からないんですが、これ入札した業者は1社だけなのかどうか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

入札の方は3社の方に出しておりまして、そのうち1社辞退、2社入札というふうな形となっております。あと、入札の会社の方は、山二株式会社、猿田興業、能代消防センターの3社となります。山二の方が辞退となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この消防のことについては、消防車のことについては了解しましたが、今回の入札調べ見てですね、7件の事業が全て1件の業者だけの入札で終わってるんですね。まあ世間がこの何だ、いろいろ忙しすぎて、災害が多くて忙しいですね業者がいないということの事情は分かるんですが、あまりにもこの1社だけの入札、あと何だ、指名業者の方が全部辞退してということ自体はね、やはり本当に正しいこの金額で仕事を取ってもらったのかどうかという検証すらできないような状況なってる。この辺についてちょっと当局の見解を聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

指名競争入札の制度上、応札するかどうかも含めて競争が働いてるという捉え方をしておりますので、まあ価格で競えなかったということでございますから、まあ適切な、予定価格以内ということですので、適切な価格で落札されているものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時55分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、下記のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

岩館地区防災コミュニティセンターにつきましては、指定管理者を八峰町八森字岩館50番地2、岩館第一自治会、会長 門脇敬氏とし、期間を令和6年1月1日から令和11年3月31日まで。三ツ森コミュニティセンターにつきましては、指定管理者を八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台230番地、三ツ森町内会、会長 福司憲友氏とし、期間を同じく令和6年1月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間を5年2か月としましたのは、現在の指定期間の終期が令和6年3月までとなっており、極めて短期の指定となることから、次回の指定期間の終期に合わせたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいた

します。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,223万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,710万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の追加で、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

八峰町定住促進住宅建設事業に係る債務負担行為を追加するもので、この事業は民間事業者等と連携し町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世帯の定住化の促進を図るため、また、町外からの居住者の誘導を実施し、人口減少の緩和や地域の活性化を図ることを目的に実施する事業でございます。民間事業者が建設した住宅を町が30年間一括借上げするもので、この30年間の借上げ料2億8,800万円を今回追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

過疎対策事業債（通常分）の変更でございますが、町道目名潟大沢線における交差点改良事業分を750万円減額し、同じ路線の防雪柵整備事業分を40万円追加することから、合わせて710万円を減額し、限度額を2億9,030万円に変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながらご説明いたします。

8ページ・9ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料につきましては、デマンド型乗合有償運送の利用者の増加に伴い、使用料15万9,000円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、自立支援給付費負担金1,475万円を追加するもので、これは歳出の方で障害介護給付費の追加を行うものに伴うものでございます。

続きまして、2項の国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の支援として住民税課非税世帯へ7万円を給付する事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,806万7,000円を追加するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金1目社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等によるシステム改修に伴い、介護保険事業費補助金133万7,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金1項県負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金につきましては、自立支援給付費負担金737万5,000円を追加するもので、これは歳出の方で障害介護給付費の追加に伴うものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

次に、16款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 4 節生活バス路線等維持費補助金につきましては、令和 4 年10月から令和 5 年 9 月までの能代・峰浜線の運行実績に対する補助金で 1 万4,000円を追加するものでございます。

次に、4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金につきましては、歳出の方で新規就農者育成総合対策事業費補助金の追加に伴い、新規就農者育成総合対策事業補助金 150 万円を追加するものでございます。

次に、17款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 1 節利子及び配当金につきましては、八峰町農業振興資金貸付基金条例の制定に伴い、同基金の預金利子収入でございます。

次に、19款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金のうち、1 つ目の繰入金 1 億3,569 万3,000 円につきましては、歳入歳出補正全体の調整のための追加でございます。その次の 5 の繰入金、土地購入費（買戻）分につきましては、令和 3 年度に売買しておりました夕風第二団地分譲地について、購入者の諸事情により土地の返還について申し出がありましたので、同土地の買い戻し分の充当財源として 43 万4,000 円を追加するものでございます。

次に、22款町債 1 項町債 4 目土木債 1 節町道整備事業債のうち、21 番の町道目名潟大沢線交差点改良事業につきましては、今年度の事業内容の見直しに伴い 750 万円の減額となり、22 の町道目名潟大沢線防雪柵整備事業につきましては、事業費の追加に伴い 40 万円の追加となるため、合わせて町債 710 万円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12ページ・13ページをお開きください。

このたびの補正予算の人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でありますので、説明は省略させていただきます。また、需用費のうち燃料費・光熱水費につきましては、電気料等の高騰に伴う追加補正となっておりますので、こちらについても省略させていただき、それ以外の主な部分についてご説明をさせていただきます。

それでははじめに、1 款議会費からですが、ここのページの 2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

14ページ・15ページをお開きください。

ここは2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の続きでございますが、12節委託料につきましては、旧岩館小学校アスベスト調査業務委託料380万円を追加するものでございますが、これは令和6年度に旧岩館小学校の校舎部分を解体する予定としております。解体にかかる工期を考慮し、事前にアスベスト調査を行うための補正でございます。

16節の公有財産購入費につきましては、先ほど歳入のところでもご説明いたしました。令和3年度に売買しておりました夕風第二団地分譲地について、購入者の諸事情による土地の返還について申し出がありましたので、同土地の買い戻し分として土地購入費43万4,000円を追加するものでございます。

次に、6目企画費12節委託料につきましては、昨年10月から運行しているデマンド型乗合有償運送の利用者が当初の見込みより増えている状況でございます。デマンド型乗合有償運送運行業務委託料174万5,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和4年10月から令和5年9月までの運行実績に対する能代・峰浜線の路線バス維持費補助金として、生活バス路線等維持費補助金8万4,000円を追加するものでございます。

次に、7目電子計算費11節役務費につきましては、現在利用しているインターネット回線については割引料金が適用されておりますが、令和6年1月利用分から割引期間が終了するため、通信運搬費15万円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、令和6年度採用職員の事務用パソコンの購入費として52万3,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、共同利用している電算システムの改修費として秋田県町村電算システム共同事業組合負担金483万1,000円を追加するものでございます。

次に、9目自治振興費11節役務費につきましては、現在建設中であります岩館地区の防災コミセンと三ツ森コミセンの火災保険料18万9,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、岩館地区のコミセン、岩館地区防災コミセン完成後に岩館生活改善センターを解体することから、同センターのアスベスト調査業務委託料として154万円を追加するものでございます。

次に、11目地域情報化事業費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町で整備した光ケーブルを共架している東北電力柱、小入川線6号から12号までの建て替えに

に伴い光ケーブルの移設が必要となり、その費用の負担金として258万5,000円を追加するものでございます。

次に、2項徴税費から、次の16ページ・17ページを開いていただいて3款の民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の4節の共済費までにつきましては、人件費関係でございまして省略させていただきます。

次の、18ページ・19ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の続きでございまして、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯へ7万円を給付する事業に係る関係経費でございまして、まず10節需用費ですが、消耗品につきましては事務用品で13万2,000円を追加し、印刷製本費につきましては封筒印刷代で12万1,000円を追加し、合わせて25万3,000円を追加するものでございます。

11節役務費のうち、通信運搬費につきましては郵送料として15万6,000円を追加し、手数料につきましては口座振込手数料で15万8,000円を追加し、合わせて31万4,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付する価格高騰重点支援補助金で8,750万円を追加するものでございます。

次に、3目障害福祉費ですが、11節役務費につきましては、障害介護給付費の審査が増加していることから、審査手数料5万円を追加するものでございます。

19節扶助費につきましては、障害介護給付費が増加していることから、自立支援給付費を2,950万円追加するものでございます。

次に、5目国民健康保険費の2節給料から4節共済費につきましては、説明を省略させていただきます。

27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金を52万8,000円……これは、ちょっとお待ちください。すいませんでした。

次に、5目、もう一度説明します。国民健康保険費の2節給料から4節共済費につきましては、人件費関係でございしますが、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金52万8,000円を追加するものでございます。

次に、6目介護保険費から、次の20ページ・21ページを開いていただきまして4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費までは、人件費関係でございまして省略させて

いただきます。

22ページ・23ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費の続きですが、7節報償費につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を見送ってきた結核予防婦人会の研修会等を今年度通常どおり開催することになりましたので、結核予防婦人会報償費として5万5,000円追加するものでございます。

次に、2目予防費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当分を1節報酬から8節旅費の費用弁償に組み替えるものでございます。

次に、6目ハタハタの町診療所11節役務費につきましては、インフルエンザ等に対応するため、空気清浄機を運営委託先である瀬川医院さんが購入設置することになりましたが、建物への換気口及び電源の設置が必要になったことから、手数料10万円を追加するものでございます。

次に、7目町営診療所27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計への繰出金12万5,000円を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から2目農業総務費の4節共済費までは、説明を省略させていただきます。

24ページ・25ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の続きになりますが、13節使用料及び賃借料につきましては、コピー機のカウンター料が不足となる見込みであることから、46万円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、カラープリンターを更新するため、17万4,000円を追加するものでございます。

次に、3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度中に新たに就農する人への新規就農者育成総合対策事業補助金150万円を追加するものでございます。

次に、8目鳥獣被害対策事業費7節報償費につきましては、猿被害対策として猿害対策関係報償費を36万円追加し、クマの駆除対策として有害鳥獣駆除報償費を124万円追加するものでございます。

次に、2項林業費から、次の26ページ・27ページを開いていただきまして7款商工費1項商工費3目の観光費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

す。

その下の5目ハタハタ館管理費10節需用費につきましては、ハタハタ館の設備修繕にかかる修繕料250万円を追加するものでございます。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費から、次の28ページ・29ページを開いていただいて2項道路橋梁費2目道路新設改良費の4節共済費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

2目の道路新設改良費の14節工事請負費のうち、町道目名潟大沢線防雪柵整備工事につきましては、社会資本整備総合交付金の関係で工事費に100万円を追加するもので、町道目名潟大沢線の道路改良工事につきましては、事業内容の見直しに伴い1,900万円減額するものでございます。

21節補償、補填及び賠償金につきましては、町道目名潟大沢線道路改良工事で電柱及び電線の移設が必要なことから、移設費用の補償金として1,000万円追加するものでございます。

30ページ・31ページをお開きください。

8款土木費5項住宅費から9款消防費までは、人件費関係でございますので省略いたします。

また、10款の教育費関係につきましては、後ほど教育長がご説明いたします。

36ページ・37ページをお開きください。

11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費3節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当50万円を追加するものでございます。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費3節職員手当につきましても、職員の時間外休日勤務手当を10万円追加するものでございます。

11節役務費につきましては、林道への土砂等流入の撤去費として手数料700万円を追加するものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましても、作業復旧にかかる重機や敷鉄板の借上げ料として300万円を追加するものでございます。

次に、2目農地農業用施設災害復旧費3節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当100万円を追加するものでございます。

38ページ・39ページをお開きください。

13款諸支出金2項基金費13目農業振興資金貸付基金費24節積立金につきましては、

八峰町農業振興資金貸付基金条例の制定に伴う積立金でございます。元金積み立て分として9,900万円、預金利子収入分として1,000円でございます。

次に、3項諸費1目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、子ども子育て支援交付金及び子どものための給付交付金事業の精算に伴う過年度の返納金でございます。

以上、10款の教育費を除いた部分の説明をいたしました。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から教育委員会関係予算、10款教育費についてご説明いたします。

田村副町長の説明と同様に、人件費関係及び需用費のうち燃料費・光熱水費につきましては省略させていただき、これ以外の主なものを説明いたします。

ページを戻っていただいて、30・31ページの10款教育費をお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の2節給料から4節共済費につきましては省略いたします。

32ページ・33ページをお開きください。

7節報償費につきましては、少子化が進行していることから、今後学校の在り方について検討委員会を開催し、学校規模の更なる適正化を図るため、学校適正化検討委員会委員報償費7万2,000円を追加するものでございます。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、ストーブ及びソーラーLED街灯の修繕料31万円を追加するものでございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費から5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費までは省略いたします。

34・35ページをお開きください。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費11節役務費につきましては、秋田県で購入するマイクロバスが2月に納車予定であることから、保険料5,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、半農半X事業での宿泊対応に伴い、宿直業務分の管理業務委託料18万7,000円を追加するものでございます。

6項保健体育費は省略いたします。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議にいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 33ページに学校適正化検討委員会あります。これは八森小学校と峰浜小学校の統合を見据えた検討委員会なんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの須藤議員の質問に対してお答えいたします。

小学校の統合だけでなく、八峰町の学校全体についてこれからみんなで検討していきたいということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） まずですね私ちょっと分からないんですけども、特別職の報酬、13ページ、それから教育委員会の31ページ、減額なってるんですけども、80万6,000円と、それから教育委員会の教育長の特別報酬のところ、この減額というのはこれどういう、少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算では満額算定しておりましたけれども、堀内町長の任期は1月から、また、田村副町長、鈴木教育長は4月からということで、6月期の手当に期間率がかかっておりますので、この分の不用額を減額したものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11 番（山本優人君） 25ページに有害駆除の経費がありますけども、これについてはどうのこうのというわけではないのですが、これに関連してですね、八峰町でも人身被害があったわけですけども、こういった人身被害、まあクマによってけがをした場合とかっていうのに対してですね、何か町としての見舞いになるのか補償になるのか、そういうふうなものはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

現時点においては、そうした被害者へのお見舞金等は制度としてはございません。ただ一方で、その方が例えば仕事をしていて収入に相当の影響があるというような場合には、そういった制度も必要かなというふうに考えておりますので、今後そういったところを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 15ページの岩館の防災センターのところでちょっと関連して伺いたいんですけれども、石垣で防災センター、それから旧保育園とかね、あそこを盛土やったと思うんですけれども、崩れてきてるんですが、あれは赤道になってるので何か町の方とは関係ない事業なんでしょうか。救急車が1台入れるような道路を造るという話もあるんですけれども、建設課の方でも分かってたら、それ、そういう話があるんですけど、どこの事業でいつ頃までなのか、ちょっと分かったら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

防災コミュニティセンター建設の際にですね、この石垣が膨らんでいるということについて議会の方にもご報告を申し上げました。で、工事に当たって石垣の補修が必要ではないかということで調査もしましたし、先行して補修する必要があるのかも含めて設計などもやったところでございます。これにつきましては、この補修が必要だということを自治会の方でご説明しましたところ、石垣を積み直すのであれば、救急車が入れるぐらい石垣を下げて道路幅を広げてくれないかというご要望がありまして、当時森田町長が、住民の生活の向上に資することなので、補修の際は是非検討させていただくというお答えをさせていただいております。その意味で、擁壁補修に関しても、改善センターの解体が終わってからですが、実施する方向で検討をしているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 19ページ、価格高騰重点支援補助金。価格高騰は、非課税世帯であっても課税世帯であっても等しくのしかかるものであります。歯を食いしばって納税の義務を果たしている人たちが、歯を食いしばるのをやめて非課税世帯になった方が得をするんじゃないか、もしかすればそう思わせる施策であります。この辺について町

長のご意見をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

まさにですね門協議員おっしゃるとおりだと私も思っております。先ほど行政報告でも少し触れましたけれども、今回ご提案しているところは7万円の補助金だけでございまして、最終日にはですね改めて追加提案として課税世帯への補助対策としてですね、現時点で商品券の発行を予定しているところとございまして、そうしたところをですね課税世帯にも早く行き渡るように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 分かりましたが、一生懸命やってる人が損をするような、そういう世の中になってほしくないと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですの……堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの須藤議員のご質問のところですね、この学校適正化検討委員会の件でございましたけれども、背景といたしましては、今年出生した方が確か4人か5人かそういったところとございます。相当に少子化が進んでいくという状況がございしますので、その今の学校、小学校が2校ある、あるいは保育園が2校あるというようなところが果たして適正なのかどうか。そういったところをですね踏まえながら、この検討委員会に今後の在り方を検討していただくと、そういったところになってございます。

そしてまた、ちょっと一步踏み込んで私答弁いたしますけれども、小学校1つにした場合、それが小学校1つ、中学校1つがいいのか、あるいは義務教育学校という形がいいのか、そういったところまで含めてですね検討していただきたいというふうに考えているところとございます。

以上でございます。すいません。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時40分 休 憩

.....

午後 1 時 4 1 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。5 番水木壽保君。

○5 番（水木壽保君） ちょっと、15 ページですか、光ファイバーの移設のやつなんですけども、これテレビですか、普通の光ファイバーですか、それちょこっと。東北電力の電柱移設ですか。ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 5 番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの水木議員のご質問にお答えいたします。

ここの部分につきましては、インターネット側のケーブルでございます。で、電柱につきましても、東北電力柱に共架されている部分の移設に関わる負担金ということになります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 反対討論を行います。

私は、さきの議員と、それから特別報酬の人事院勧告に便乗したのではないかとということで反対しました。今回の補正予算にも減額、まあ町長、副町長、80 万 6,000 円、それから副町長が 57 万 3,000 円と、これを合わせればもう 100 万円、満額であれば 100 万円ということですよ。やっぱりこれは便乗と言わざるを得ません。町民の納得を得ないのではないかとということで、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第 88 号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第18、議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,601万円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順に説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税には、収入額の増額が見込まれることから1,533万2,000円を、4款1項1目保険給付費等交付金には、一般療養費、柔整復施術費の実績の増加が見込まれることから39万1,000円を、6款1項1目一般会計繰入金には、国保事業報告システムの追加更新により52万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

また、7款1項1目前年度繰越金は、前年度繰越金の額の確定による精算で、1,481万3,000円を減額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、充当財源となる歳出内訳で改めてご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料には、72万4,000円を追加するものです。委託料の内訳は2件ございまして、右側上段、コクホライン調整交付金システム更新業務委託料52万8,000円は、当初予算で計上している内容のほかに制度改正等がございましたので、新たな更新作業が必要となりまして追加するものでございます。下段の産前産後保険料免除に係るシステム改修事業費委託料19万6,000円は、先ほど議案第8号にてご可決いただいた条例改正に伴うシステム改修の追加補正でございます。

次に、2款1項3目18節負担金等の一般被保険者療養費負担金39万1,000円は、一般

療養費、柔整復施術費の実績額の増加が見込まれることから追加するものでございます。

５款２項１目１２節委託料の特定健診診療情報提供委託料３万３,０００円は、かかりつけ医の医療機関からの診療情報の提供、こちらがですね特定健診受診者とみなすことができる制度を活用して情報連携の実績が増加していることから追加補正するものでございます。

続いて次のページ、８款１項５目２２節償還金等の特別調整交付金過年度分返還金２９万円につきましては、結核や精神疾患の医療費の財政負担が多い自治体に国が交付する特別調整交付金につきましては、秋田県国民健康保険団体連合会が対象者の範囲を誤って算定したことによって、八峰町では平成３０年度分１６万５,０００円と令和元年度分１２万５,０００円の返還が生じたため追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第８９号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第８９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第９０号、令和５年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第９０号についてご説明いたします。

議案第９０号、令和５年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）。

令和５年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億202万6,000円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、8款1項1目繰越金に2,039万円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。8・9ページ。

歳出、2款保険給付費1項3目地域密着型介護サービス給付費761万6,000円は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの給付実績見込みが、同じく9目居宅介護サービス計画給付費424万6,000円も居宅介護サービス計画給付費、介護サービス利用にかかるケアプランの給付実績がそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

同じく3項1目審査支払手数料3万7,000円を、介護サービス給付費の実績見込み、同じく4項1目高額介護サービス等費96万8,000円も、高額介護サービス給付の実績見込みが、併せて次のページ、同じく5款1目特定入所者介護サービス費504万円も、介護サービス給付の実績見込みが増加が見込まれることから、それぞれに追加補正するものでございます。

特定入所者介護サービス費は、施設などの利用の利用者の居宅費、食費等の負担限度額が適用されている制度でございますが、この費用負担が保険者側の費用負担が増えていくということでございます。いわゆる施設に入所されている方々で収入が一定程度少ない方の入所割合が徐々に増えているという状況になっております。

次に、5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費218万6,000円についても、介護予防通所介護事業費、デイサービス給付の実績見込みが、同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費29万7,000円も、要支援1のデイサービス、ホームヘルプサービス以外の利用に係るケアプランの給付実績見込みがそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第91号についてご説明いたします。

議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,507万1,000円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いします。

歳入、3款1項1目1節一般会計繰入金を12万5,000円減額補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出内訳にてご説明いたしますので、次のページ、8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項1目医科一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等の一部と4節共済費については、秋田県の人事院会勧告に基づく人件費に関する補正で、1目

医科一般管理費の合計で21万円を減額するものでございます。

また、同じく2目歯科一般管理費3節職員手当等の時間外休日勤務手当（会計年度任用職員）につきましては、患者数の増加に伴う増額補正であり、歯科医師、歯科衛生士、歯科助手の時間外勤務手当4万3,000円を、同じく13節使用料等に診療報酬、いわゆるレセプトの管理に使用しているパソコンのソフトウェアのライセンスの更新に伴って4万2,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第92号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条 収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益から555万4,000円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から555万4,000円を減額補正するものです。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,240万円から734万2,000円を減額し、1,505万8,000円とするものです。

第4条 他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額1億5,640万1,000円から555万4,000円を減額し、1億5,084万7,000円とするものです。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正の内容については、タブレットの方に掲載している資料にてご説明いたします。

このたびの補正予算は、職員数が1減となったことによる人件費の減額等で、表中ほどの収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費で給料等人件費分555万4,000円が減額となったことから、収入支出調整のため、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第1目補助金の一般会計補助金を同額減額するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条 収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道収益、第2項営業外収益は64万8,000円を追加補正、第2款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益は180万7,000円を減額補正、第3款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益は190万円を追加補正し、合わせて74万1,000円を追加補正するもので、補正後の額は5億2,727万4,000円となります。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道費用、第1項営業費用は64万8,000円を追加補正、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は180万7,000円を減額補正、第3款漁業集落排水事業、第1項営業費用は190万を追加補正し、合わせて74万1,000円を追加補正するもので、補正後の額は5億2,727万4,000円となります。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,868万円から76万1,000円を減額し、1,791万9,000円とするものです。

第4条 他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額2億9,229万4,000円に74万1,000円を追加し、2億9,303万5,000円とするものです。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正の内容については、タブレットの方に掲載している資料にてご説明いたします。

このたびの補正予算は、給与改定及び人事異動による人件費の補正で、1ページ表中ほどの収益的支出で、当初予算に人件費を計上する際、第1款特定環境保全公共下水道事業費用と2ページの第2款農業集落排水事業費用は一般職で、第3款漁業集落排水事業費用は会計年度任用職員で積算し予算計上しておりましたが、人事異動により第2款及び第3款で再任用職員となったことや、給与改定により第1款及び第3款で増額となり、第2款では減額となったことから、収入支出調整のため、収益的収入のそれぞれの一般会計補助金を同額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休 憩

.....

午後 2時14分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第94号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第94号についてご説明いたします。

八峰町監査委員の選任について。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町峰浜目名潟字萩ノ台2番地35

氏 名 名 畑 吉 男

本日提出、私からでございます。

提案理由、現在八峰町の監査委員であります名畑吉男氏が令和6年1月12日で任期を迎えることとなりますけれども、引き続き八峰町の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 決してこの選任に反対をするものではありません。ちょっと伺いたいのですが、以前、名畑氏とお会いした時に、非常にその健康状態がよくないと、健康に自信がないんだというような話を私にされておりました。今回のその選任に当たり、おそらく町長と面談もしたかと思いますが、そのような話は出なかったのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

名畑さんとはですね私と副町長がですね面談したところでございますけれども、是非お願いしたいと言ったらですね、その体調不良等は大丈夫だといったところもおっしゃっておりましたので、改めて次期以降もお願いしますといったところでございます。体調面も大丈夫だと私は思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、1番笠原吉範君、2番

伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第94号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第24、議案第95号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第95号についてご説明申し上げます。

八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任にしたいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町峰浜田中字向田面179番地 5

氏 名 木 藤 直

本日提出、私からでございます。

提案理由でございます。現在八峰町沢目財産区管理委員であります小林金則氏が令和6年1月29日で任期満了となりますことから、新たに八峰町沢目財産区管理委員として木藤直氏を選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25、発議第10号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第10号

令和5年12月13日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 笠 原 吉 範 |
| 賛成者 | 同 上     | 伊 藤 一 八 |
| 〃   | 〃       | 奈 良 聡 子 |
| 〃   | 〃       | 芦 崎 達 美 |
| 〃   | 〃       | 水 木 壽 保 |
| 〃   | 〃       | 菊 地 薫   |
| 〃   | 〃       | 腰 山 良 悦 |
| 〃   | 〃       | 見 上 政 子 |
| 〃   | 〃       | 須 藤 正 人 |
| 〃   | 〃       | 門 脇 直 樹 |
| 〃   | 〃       | 山 本 優 人 |

#### 議会改革検討特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由は、住民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくため、議事機関としての在り方や議会改革について調査・研究するものです。

#### 議会改革検討特別委員会の設置について

議会改革検討特別委員会を次のとおり設置する。

名 称 議会改革検討特別委員会

設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定

目 的 住民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくため、議事機関としての在り方や議会改革について調査・研究する。

設置の期間については、本日から調査終了の日まで。

委員の定数は11名。

経費については、議会費予算の範囲内としております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、議会改革検討特別委員会を設置すること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員会は設  
置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員の選任につい  
ては、八峰町議会委員会条例第5条4項の規定により、議長より指名したいと思いま  
すが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽  
保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番  
門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長、副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 2 時 2 6 分 休 憩

.....  
午後 2 時 2 7 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議会改革検討特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について  
を議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6 番菊地 薫君、副委員長には1 番笠原吉範君が選任されました。

日程第27、陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善に  
ついて国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への  
付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この陳情には反対いたします。

まず1つには、この介護医療の人員の増加とありますけども、人口減に伴って全ての、ほとんど全てとっていいほどの事業所は従業員不足に陥っております。介護や医療の現場だけが不足しているというわけではないわけで、その中であってですね各事業所はいろんな努力をしながら営業を継続をしているわけでありまして、ですから、医療現場だけが人手不足ということにはならないということでありまして。

それから、ケア労働者の賃上げというふうなことを要求しておりますけども、これにおいても医療現場、まあ確かに介護には安いというふうな話は聞いておりますが、実質、医師、それから看護師等については、一般の勤め人の給料よりは甚だ高いはずでありまして、それをあえて賃上げを要求するということは、民間の給与水準を著しく認識間違っているものだと思います。

さらに、市立公的病院を拡充・強化すれということではありますが、人口減少によって公立病院を拠点化して、かなり効率よい病院経営を目指しているはず。それに逆行するようにですね、保健所の増設やら公的病院の拡充を増やせということはおかしいということでもあります。

さらに、患者利用者の負担を軽減するということでもありますけども、本来、医療は収入の多寡によって負担するべきであってですね、国の財政が非常に厳しい中で全て国にその支払書を寄越すような書きぶり、要求では、私は間違っているんだろうというふうに思います。

よって、この陳情には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、この安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書を求める陳情、これについて賛成をいたします。

まず、看護師の賃金は、ほかと比べて高いというふうな話もありましたけれども、日本医労連の書記長が文書で書いてますけれども、このデータの取り方っていうのも、看護師の賃金は夜勤や残業が多い職種とそうでない職種の賃金のこの比較がありますけれども、基本給は見れば正確な評価にはならないということです。政府は残業代と夜勤代込みで恣意的なデータを作って、看護師の賃金水準は高いというふうに出しております。

す。賃金水準の実態は全産業を平均を大きく下回っている、これがまず今の看護師の置かれてる実態であります。

また、医療・介護の現場では、医師、看護師、介護士、保健師の不足が、このコロナ禍の中で顕著に現れていたと思います。医療・介護は崩壊寸前でした。そして看護師の過酷な労働。まあこの労働で鬱病になったという看護師を私は近くで見えています。超過、休暇を取ってリハビリを行い、そして今また元に戻ってますけれども、時間を少なくして働いています。若い看護師はどんどんもう使われる状態。まあこのコロナ禍の中でも動ける人は本当に大変な状態で働いてきたと思います。介護施設では一人夜勤では危険だという声があります。本当に怖くて、一人でいるのが大変だという声、男性の声も聞いております。これらの施設で働くケア労働者、全体の労働者は、処遇改善が非常に劣悪であります。このほとんど7割が女性であります。ジェンダー平等の面からも、この7割の人たちのケア労働を救っていかなければなりません。

介護利用料は今、2割負担にしようと岸田政権は検討しております。施設経営も悪化しています。特養も今、赤字になってます。こういう状態を乗り切るためには、国庫負担を25%から50%に引き上げて、安心して働き、安心して利用できる医療・介護、そしてケア労働者の処遇改善が求められております。

こういう意味で、この陳情はもっともな内容だと思いますので、賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第28、陳情第6号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生委員会に付託することに決定しました。

日程第29、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題といたします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第30、陳情第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は教育産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、陳情第9号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

---

午後 2時39分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11 番 山 本 優 人



令和5年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和5年12月14日（火曜日）

議事日程第2号

令和5年12月14日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（11人）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 笠原吉範  | 2番 伊藤一八  | 3番 奈良聡子  |
| 5番 水木壽保  | 6番 菊地 薫  | 7番 腰山良悦  |
| 8番 見上政子  | 9番 須藤正人  | 10番 門脇直樹 |
| 11番 山本優人 | 12番 皆川鉄也 |          |

欠席議員（1人）

4番 芦崎達美      7番 腰山良悦（途中退席）

説明のため出席した者

|               |      |           |      |
|---------------|------|-----------|------|
| 町 長           | 堀内満也 | 副町長       | 田村 正 |
| 教 育 長         | 鈴木洋一 | 総務課長      | 和平勇人 |
| 税務会計課長        | 成田拓也 | 企画財政課長    | 高杉泰治 |
| 福祉保健課長        | 石上義久 | 教育次長      | 山本節雄 |
| 学校教育課長        | 山内 章 | 産業振興課長    | 山本 望 |
| 農林振興課長        | 堀内和人 | 建設課長      | 浅田善孝 |
| 農業委員会事務局長     | 内山直光 | 生涯学習課長    | 今井利宏 |
| あきた白神体験センター所長 | 菊地俊平 | 防災まちづくり室長 | 工藤善美 |

議会事務局職員出席者

議会事務局長      佐々木      高      議会事務局庶務係長      須藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

4番芦崎達美君から体調不良による欠席届が、7番腰山良悦君からは葬儀に出席のため途中退席の届け出がなされております。ご報告いたします。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、8番見上政子さんの3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、朝早くからご苦勞様でございます。久々に傍聴席がにぎやかで、いささか緊張しておりますが、議席番号1番笠原吉範、通告に従いまして、本日は2問質問させていただきます。

まずはじめに、少子化対策・全国首長アンケートについてです。

共同通信社が今年7月、全国の都道府県知事と市町村長に行った少子化対策予算倍増方針のアンケート結果が9月に発表されました。全国では「評価する」が8%、「どちらかといえば評価する」が58%、四捨五入をして合わせて65%となっています。県内では「評価する」が堀内町長を含む3名、「どちらかといえば評価する」が15名で、合わせて72%が評価をしております。この結果は、政府の少子化対策の予算倍増方針に大きな影響を与えるものと思われます。65%もの首長が評価したとなれば、政府は信任を得たとして、目新しい施策もないまま進んでいくのではないかと危惧をしているところです。

堀内町長は、このたびの対策や方針を評価するとしていますが、具体的にどのように評価をしたのかを伺います。

2問目は、半農半Xについてであります。

町では、リモートワークで本業を続けながら、町内で副業として農業や漁業に取り組む「半農半X」の実証実験を10月から12月に実施しています。

本来「半農半X」の定義とは、自分に必要な食料を自給しながら別の何かと組み合わせたライフスタイルであり、今、町が行っている短期のアルバイト的なものではありません。関係人口の創出や町のPRとしては評価できますが、今のところ移住・定住には繋がっていません。

そこで、12月の実証実験終了以降も「半農半X」に取り組んでいくのか。取り組むとすれば、いかに移住・定住に繋げていくかを伺います。

以上2点、よろしく回答をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「少子化対策・全国首長アンケートについて」であります。

このアンケートは、7月に全国の都道府県知事と市区町村長宛てにインターネットを通じて質問票が送付され、オンラインの回答フォームに直接入力する方式により収集された結果が、9月に公表されたものであります。

このたび、政府の少子化対策において、岸田総理が「次元の異なる対策」の策定を表明し、「こども未来戦略方針」を6月に閣議決定いたしました。

この方針は、「経済成長の実現」と「少子化対策」を車の両輪とし、「若者や子育て世代の所得を伸ばす」ことを主眼としており、大変重要な施策であると認識しております。また、人口減少が急速に進み、生産人口が減少することで、労働力並びに消費者不足が発生し、地域経済の減少が懸念されるなどの課題は、本町だけでなく、全国的な課題と捉えております。

こうしたことから、政府が掲げる具体的な「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、実施事業にスピード感を持って対応し、全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目ない支援体制の構築については、「評価する」との回答をしたところであります。

また、少子化の原因として未婚化・晩婚化の影響も大きいと言われております。若い世代の結婚や出産、子育てが行えないのは、ライフスタイルの多様化に加え、経済的な不安定さや子育て・教育に係る費用負担の重さなどが挙げられることから、政府の対策を最大限に活用しながら、若い世代が将来に希望を持てるよう、町としても様々な環境の整備などに取り組んでまいります。

次に、「半農半X」についてであります。

笠原議員ご指摘のとおり「半農半X」とは、自分たちが食べる分だけの「小さな農業」を行いながら自分の才能を活かした仕事をして、一定の生活費を得るというライフスタイルであり、令和3年度から県が実施した「あきた田園ライフ調査事業」は、都市部の社会人等を対象に農山漁村である八峰町に滞在し、自分の仕事を継続しながら農業を組み合わせる「半農半X体験」として2年間の実証事業を行ってきたところであります。

この事業では、2年間で県内外から13名が参加し、ネギや生薬の調整作業を行い、雇用主からも好評をいただくなど、一定の成果があったと認識しております。

こうしたことを踏まえ、町では、一次産業における人材確保を主目的として、関係人口の創出や観光PRなど新たな効果を期待しながら、「半農半X等人材確保事業」を行っているところであります。

このため、今年の参加者には、昨年同様、ネギや生薬の調整作業に加え、新たに漁業にも従事していただいたほか、町としましても各種イベントを開催し、町の魅力を発信したところでありますが、将来的な移住・定住に向けた課題についても、一定程度把握できたところであります。

今後は、参加者と雇用主へのアンケート調査を行うとともに、事業の費用対効果や活用できる補助事業を模索しながら、新年度における事業実施の有無について検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） この1問目の、このアンケートについてですが、もし私が首長であつたとしたら、私は「あまり評価しない」と回答すると思います。

まず少子化についてですが、我々この地方自治体に取り組んでいる少子化というのは、近隣自治体より手厚い住宅や子育て支援により数少ない若者世帯を呼び込むという施策で、これでは根本的な少子化対策にはならないものと考えます。やはりこれは国レベルの問題で、静かなる有事とも言われるこの少子化ですから、国が本腰を上げて取り組まなければいけない問題だと思っております。

そこで、私がその7月時点でアンケートであれば「あまり評価しない」と言ったのは、その時点で財源とか施策がほぼ出てない状況でのアンケートであります。まず財源を示してほしかったなということがあります。少子化の今回の柱は、児童手当など経済支援

の強化、学童保育や産後ケアなどの支援拡大、働き方改革の推進などとなっていますが、これはですね、いずれも既存の施策に予算を増大させるとか対象者を増やすとかいったことで目新しいことが何一つないんですよ。そこが問題だと思ってます。

で、予算もこの時点では示されておりませんでした。その中で65%もの首長さんが「評価する」とした。これはもう国にとっては本当に信任されたんだなということで、どんどん新しい施策も考えないまま進んでいくのではないかと私は心配しておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員の再質問にお答えいたしますけれども、確かに目新しいものはないというふうなご指摘でございましたけれども、私も3人の子どもを今正に育てている子育て世代真っ最中でございます。そうした私からいたしますと、既存であってもですね、その児童手当の拡充、あるいは高等教育の無償化、そういったところも議論しているところでございまして、私の中ではそういったところも含めて「評価する」としたところでございます。

一方で、笠原議員がおっしゃるとおりですね、目新しいものがないというのも、また一つ目玉がないともって言えることかなと思いますので、そういったところをもう少しですね皆様の意見を聞きながら、そういった意見を町としては国に対してしっかりと働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 続いて財源のことについてちょっとお聞きしたいと思うんですけども、社会保障歳出削減で1.1兆円、既存の予算活用1.5兆円、支援金、いわゆる公的医療保険料に上乗せした1人平均500円、これで1兆円。で、首長アンケートの結果がここにあります、少子化対策で望ましいと思う財源ということで、社会保障費の歳出削減、医療・介護など、これですね3位になってるのですね。19%です。この社会保障料に上乗せ、平均500円の上乗せですが、これは9%で一番低いんですよ。このアンケート結果がまず生かされてないんですよ。首長さんのあれでは、国、地方の行財政改革、公務員給与、議員定数の削減など、これがトップで21%です。政府は自分たちの身は削らないで、国民に負担を押しつけているわけです。こういう結果がですね出て

るわけですよ。これはやはりね、私は65%のその首長さんにもうちちょっと真剣に考えて回答してもらいたかったなと。まあ真剣じゃないとは言いませんけども、こういった結果になるのが、政府はもう65%を後ろ立てにしてどんどん突き進んでいきますよ。私はそう思うんです。ですから、この65%の首長さんに少し反省をしてほしいという言い方はあまりよくないかもしれませんが、もうちょっと深く考えてほしかったなというふうに思うわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 財源につきましては、このアンケートを取った当時は確かまだ、まあ議員おっしゃるとおりですね、しっかりとしたものは示されてなかったなというところがございます。私も先ほど申したとおりですね、「評価する」としましたのは、やはりその既存の対応であつてもそれを拡充してやっていきたいと思います、そして今までなかった動きとして、こうやって国が本腰を入れてやってくれているんだというところを見えたので私は「評価する」とした次第でございます。

一方で、財源の課題は現時点においてもなかなか議論が進んでいないところも一部ありますけれども、そういったところ、まあ予算に関しては国の話ですので一町長としてはなかなか発言する立場にはございませんけれども、そういったところも国の動きしっかりと注視して今後対応を検討したいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 町長がおっしゃるとおり国の施策でありますので、ここで議論してどうなるというものではないですが、私が言いたいのは、この65%が問題だというふうに言いたいんです。この65%の首長さんたちは本当にこれで今良かったと思ってるのかどうか。それすら私はそんなふうに思いますよ。今の政府の動きを見ていると。もう少子化対策じゃないところで何かいろいろ議論していて、時々新聞にこの少子化対策出てきますけど、とても、何と言いますかね、国民目線でないと。自分たちの身を切らないで全て財源を国民に押しつけるというこういう姿勢ですよ、今のこの結果を見てもみますと。だから65%の首長さんたちが本当に今、後悔している人もいるんじゃないかなという気がしております、私は。その辺はもう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） なかなかその65%、また県内で言うと72%ですかね、そういったところの首長が「評価する」としたところがございますけれども、おっしゃるとおり

最近は報道等でですね、この少子化以外の話で盛り上がってるようでございますけれども、いずれこのアンケート答えた当時はですね、私はそういった判断をしたというところでございますので、そういったところをご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。

○1番（笠原吉範君） 1問目はありません。

○議長（皆川鉄也君） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 半農半Xについて次に伺いますが、私が外からこの半農半Xを見ている限りはですね、いわゆる農家のお手伝い、まあ本当お手伝い程度で、いわゆる農家は今、人手不足で困っていますけども、人手不足対策にはなっていないですね。で、ある半農半Xを受け入れた農家さんに話聞きました。2週間ですから、やっと慣れたなと思ったらいなくなると。最初まず手取り足取り仕事を教えるわけですね。で、おお、やっと慣れてきたかなっていうと、はい2週間ですと。これではどうしようもないと。しかもそれで仕事があまりできない、まあ最初の三日四日、それも、でも時給はちゃんと払わなきゃいけない。農家としては受け入れていいものかどうかという話をしている方がいらっしゃいました。私もそう思います。また再び訪れてまた手伝ってもらえればいいんですけども、なかなかそうはいかないようで、ちょっと検索して調べてみたら半農半Xで全国回ってるような人もいますですね。ですから何かこう旅行気分なのかなというような気もしてならないんですが、まあ来年度から取り組むか取り組まないかはこれからの検討ということにはなるとは思いますけども、その報道によると9月28日現在30人以上の方が応募されたということで、まあさっきの町長の答弁で2年間で13名だと。この応募があった中から13名選んだその選んだ方を、どのような基準で選んだのかを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私答弁の中で13名と申し上げましたけども、これは昨年と一昨年、県が事業をしていた時の13名でございまして、新聞報道のあった30名とはまた違う人数でございます。そういったところをご理解して、で、13名というのはですね、こちらが選んだわけではなくて、2年間、昨年度までの2年間はやりたいと手を挙げた方にやっていただいたっていうところでございますので、決してこちらが選んだわけではござい

せん。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 半農半 X の方が町に入ると旅費が支給され、無料で宿泊ができて、時給がもらえて、町職員や協力隊が送り迎えをしてという本当に至れり尽くせりという状況で、費用対効果といいますか、それはさっき費用対効果という話、町長からも出しましたが、今のところ費用対効果にすらなっていないとは思っております。ですから半農半 X は反対するものではありませんけども、人選とか在り方というのを今一度、もし来年度も取り組むのであれば、今一度そこら辺を精査していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、多くの課題があると思っております。そしてまた一部報道でもあったようにですね、参加者の中からの意見もだいぶ分かってきましたし、また改めて雇用主側にもですねアンケートを行って、こういった状況がいいのかというところを調査しながらやっていきたいなと思っておりますけれども、いずれまた来年度の話になりますと、これから予算査定が始まるといったところでございますので、その実施の有無につきましてはそういったところも踏まえてしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） その町外から若い方が八峰町内に出入りするというのは、これは私は関係人口の創出の上では非常に評価をしているところであります。で、さっきも言ったように町の PR にもかなりなっているのかなとは思いますが、もう少しですね在り方を検討して、私は来年度もやっていただきたいという立場であります。ただ、今までのようにじゃなくて、しっかりと人選をして、町にまた再び訪れてくれたりですね旅行に来てくれたり、移住・定住を考えたりするようなそういった人材に来ていただきたいという思いでこのお話をしているところです。今一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになる部分あるかもしれませんが、いずれ今回やってきた事業の中では、どうしても全てが無料だというのがございます。そしてまた大きな目的がその一次産業の人手不足対策といったところがございます。なかなかまあ我々も移住・定住に繋がれば一番いいんですけども、ちょっとそこまでは求

めてなかったというところもございます。そしてまた参加者の中からは、いや別にその宿泊費だったら別に無料にしなくていいんじゃないかとか、あるいは先ほど農家さんがおっしゃったような2週間じゃ短いとか、そういったところが相当数出てきておりますので、まあ仮にやるとすればですけども、そういったところをしっかりと見直しして事業展開すべきかなというふうに思っております。

まあいずれにしましても来年度の話ですので、そういったところも含めてしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、来年度やるかやらないか、まだはつきりとはしてないということらしいですが、私は是非取り組んでいただきたいというふうに思います。要はやり方だと思いますので、関係人口をつくって町がにぎわうことは非常にいいことだと思いますので、そのやり方を今のやり方を少し変えた形でやっていただきたいということをお話をして、私の一般質問を終わりたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終了します。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 今日は今までになく緊張しております。水っこ飲まへさせていただきます。

議席番号9番の須藤でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、令和6年度の予算編成方針と今後の財政見通し、財政計画についてお伺いをいたします。

今月の漢字一文字が「税」であります。人口減少によって地方交付税、町税、そして国庫支出金が減少していく中、合併優遇措置もなくなり、町の財政にとって大変厳しい局面を迎えているのではないかと思います。

歳出では、社会保障民生費や能代山本市町村圏組合で行っているごみ焼却場の分担金の問題、そして7月の豪雨災害による予算の問題、今後の予算編成において大変苦慮する時代に入ったというふうに思っております。

能代市では、今までの予算を全て洗い直し、そして令和6年度から予算スリム化の方向で進めていくということを市長が話しております。また、山梨県の市川三郷町では、町長が財政非常事態宣言を発令いたしました。今までのやり方では、この町が破綻をし

てしまう。町民にも我慢していただくことは我慢してもらい、そして財政を立て直していく。市川三郷町の町長は、将来の町の将来について危機感を持ったそういう宣言だったと言います。

堀内町長も、まあ町長になって初めての予算編成であります。今年度の予算編成は前町長が編成したものであります。この初めての予算編成の中で、やはり新町長ですから、あれもやりたい、これもやりたいというような豊富がいろいろとあると思います。

平成16年、17年、18年に国では合併を推し進めました。合併優遇措置をちらつかせながら、そしていろんな恩典を与えて合併を進めようとしたのであります。国では究極の財政改革は市町村合併だと言ったのであります。しかし、どうでしょうか。その国の借金大きく膨らみ、合併優遇措置によって開いた財布は、全国の市町村が閉じることなく今日までやってきました。しかし、これからの時代は違うと思います。やはり予算を少しずつしぼめていく。コンパクトなまちづくりをしていく。これが重要なことだと思います。合併は非常に厳しいものがありました。私も合併協議会に出て、最後の白神市で私も署名をいたしました。しかし能代市議会の反対にあって、それが崩壊したのであります。合併に使うエネルギーは大変なものがありました。財政が行き詰まったら合併をします。そうではなくて、やはり持続可能なまちづくりをしていく。私は堀内町長に、この町がずっと長く存続する町をつくっていただきたい、そう願うのであります。合併をすればいいということではないんです。合併をしないでこの小さな町を、コンパクトなまちをつくって、そして存続させていく、これこそが私の願いであります。

町長は今、財政的に大変な局面を迎えているわけですが、その町民の町を続けていきたいというその思いを酌んで、これからはやはり小さい予算で、そしてみんなが幸せになれる、そういう予算を組んでいただきたいと、そう願います。来年の予算編成は大変難しい。また、どんな予算を組むのかという非常に興味もあります。

今の財政調整基金は、令和4年度で28億5,000万円。この40億円以上あった財政調整基金がここまで落ちております。そして経常収支比率も令和4年度で94.7%。正常な数値が75%であります。ここ数年は90%以上となっており、非常に財政の硬直化が進んでいる。その町の財政を、堀内町長には何回も言うようですけれども、しっかりと肝に銘じて予算編成、それから今後の財政計画を立てていただきたい、そう思います。来年の予算編成方針、そして財政計画、その決意をですね今回お伺いしたいというふうに思います。

それから、2問目の質問であります。

7月に豪雨災害がありました。この前、八峰町の先輩議員と会ってお話しする機会がありました。その人は多くの田んぼを持っている人であります。「須藤さん、水路が断たれて来年の作付ができるかどうか分からない。町に聞いてもはっきりとした返事が返ってこない。どうなっているのか」、こういうことであります。私は、確かに激甚災害になって予算査定ができないために入札もできない、工事に取りかかれないというのは分かるんです。しかし、それを随時町民に周知していく、知らせていく、そのことこそが私は大事なことでないかなというふうに思っております。

峰浜地区で給水が断たれた。行政連絡協議会の中で、自治会長から「給水が1カ月ほどかかると言いながらまた急に水が出たりした。この周知はどうなっているのか」というような意見が出たということを知っております。そういう常に町民とコミュニケーションをとって、いろんな形でコミュニケーションをとっていく、それこそが一番大事なことです。林業業者から言われました。「林道が壊れて現場に行けない。私が実費でそこを直したいと役場に言ったら、予算査定ができてないから手をつけないでくれと言われた。何カ月待てばいいのか」ということも言われました。やはりそれもみんなに知らせていく、しっかりとコミュニケーションをとって、そして理解をしていただく、それが非常に大事なことでというふうに思っております。

今回の行政報告の中で町長からありましたから、その内容については十分承知いたしました。どうか少しでも早く、その農業者や業者が安心できるそういう報告をしていたきたいというふうに思います。進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

質問は以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「令和6年度の予算編成方針について」であります。

町の一般会計において、歳入の約半分を占める普通交付税は、令和3年度に合併算定替えの段階的縮減が終了しているほか、7月の豪雨災害等により町税についても増収は見込めないことから、更に一般財源が減少する見込みとなっております。

また、歳出につきましても、議員ご指摘のとおり、能代山本広域市町村圏組合で実施

している一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費の負担金が大幅に増額となることから、令和6年度予算の編成について、大変厳しいものと考えております。

今後の財政見通しにつきまして、令和元年度の当初予算以降、財政調整基金からの繰入額が5億円となっているほか、今年度については、7月の豪雨に伴う災害関連費において、約5億8,000万円を繰り入れしていることから、このままのペースでは、令和8年度には財政調整基金が枯渇することもあり得ると認識しております。

こうしたことから、令和6年度の予算編成に当たっては、編成作業に先駆けて主要となる事業を「政策的事業」、「補助金事業」、「施設等維持管理事業」、「普通建設事業」、「公共施設除却事業」に分類しながら、事業の必要性や費用対効果などを検討しているところであります。

また、予算のフレームとしては、一般財源ベースでの歳入の見込額を算出し、歳出では、人件費などの「義務的経費」と、普通建設事業費をはじめとする「投資的経費」に分類し、費目ごとにシーリングをかけ、目標額を設定した予算編成を行いたいと考えており、職員一人一人が事業におけるコスト削減を意識しながら、財源の確保と歳出抑制に積極的に取り組むよう指示しております。

いずれにいたしましても、持続可能な八峰町実現のためには、人口減少やこのたびの災害復旧等、課題はあるものの、町民の目線に立った「事業の選択と集中」、スクラップ・アンド・ビルドによる「聖域のない見直し」が必要と考えており、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」の実現に向け、とりわけ「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標を念頭におきながら、令和6年度の予算編成に取り組んでまいります。

次に、災害復旧の進捗状況についてであります。

農業生産の基盤である農地・農業用施設の災害に対しましては、迅速かつ適切な災害復旧が求められており、本町を含めた自治体は、復旧に向けた計画概要書等を作成した上で、国への提出を災害発生から90日以内に行うこととし、その後、現地において査定が実施されることとなっております。

町では、県や農村災害支援協議会からの協力を得て、期限内に計画概要書を提出したものの、このたびの災害は国の激甚災害指定となるほどの大規模なものであり、県内の広い範囲で甚大な災害が発生したほか、被害の箇所数も多かったことから、査定期間が約三カ月間にわたって行われているため、時間を要しているところであります。

町の被災施設については、現時点において査定中の箇所はありますが、査定を終えた箇所については、速やかに工事発注に向けた手続きを進め、とりわけ受益面積が大きい水沢ダムから大槻野ため池に繋がる水路の復旧を最優先に行い、それ以外の箇所についても順次復旧を進めてまいります。

また、林道の復旧につきましては、既に工事に着手している箇所があるものの、詳細設計を伴う被災箇所は次年度の発注が見込まれており、林道の全線復旧は来年度中と考えております。

いずれにいたしましても、このたびの災害は、これまで経験したことの無い大規模な災害であり、今後も町民の皆様の安全で安心な暮らしを守るためにも、これまで以上に災害に強いまちづくりに努めてまいりますとともに、被災施設の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

○議長（皆川鉄也君） 9 番議員、再質問ございませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 持続可能な八峰町、このこういう町を続けていくためのその基本的な堀内町長の考え方、まず伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えします。

ちょっと総花的な話になるかもしれませんが、やはり子どもからお年寄りまで皆さんが笑顔で、そしてまた、ずっとこの町に住みたいと思えるような、そんなまちづくりが理想であると考えております。そのまちづくりを進めるためにも、やはり財源は非常に必要でございますので、議員おっしゃったとおりですね、その令和6年度の編成予算に当たりましては、そういったところをしっかりと見極めながら、聖域のない見直し、そしてまた予算編成にしたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 9 番議員、ほかに質問ございませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 今、町長が話したことを実現していくためには、やはり財源の問題が一番大事なことになると思います。前町長は、「持続可能な町」、これが私の一番一丁目だというような話をしておりました。めり張りのついた予算運営ということをよく言っていたわけですが、私はずっと歴代町長を見ても、めり張りをつけた予算運営は全然してこなかったのではないかなというふうに思っております。もうここ数年は42億円あった財政調整基金が毎年5億円ずつ組み入れないと予算が組めない、そういう状態が続いております。やはりそれを打破していく。確かに合併特例債で積み

上げた10億円もあります。しかし財政調整基金が年々減少してくる。これは町の貯金でありますから、その貯金がなくなった時に町はどうなるのでしょうか。そこをですね十分に、そのもう財政というものを私は一番に考えた、そういう町政運営をしていたきたいというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだと私も思っております。いずれその行政運営を進めていく上では、このやはり財政をしっかりとする、これはもう間違いのないことでございますし、私も前職の県庁時代からそういったところをしっかりと勉強してきたつもりです。そういったところをしっかりとですね、この町政においても反映してですね、持続可能なまちづくりにしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 行政報告の中で令和6年度の予算編成については一言も触れてありませんでした。私の一般質問があったから、ああ、私と菊地議員の一般質問があったから、そこでお話をするということだったと思いますが、来年の令和6年度の予算編成においても、町長の考えでは財政調整基金をどのぐらい当てにして予算編成をつくるおつもりなのか。まあ財政調整基金がないと予算は組めないと思います。でも、毎年5億円が数年続いているんですね。ですから、もうここでその財調を少しでも減らした予算編成にすると、そういうお気持ちがあるのかどうか。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しになる部分もありますが、いずれ聖域のない見直し、そしてまたゼロベースで予算を計上していこうというふうに考えております。それはもう私の方から財政の方にも伝えておりますし、全ての職員に伝わっているところでございます。

具体的な数字としては、どれだけの切り崩しが必要なのかということからはこれからでございますけれども、いずれにしても来年度は今年ですね災害復旧、これがまあ一丁目一番地だと思っております。そういったところを踏まえまして、まあ繰り返しますけど、ゼロベースでそういったところを含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 9 番議員、ほかに質問ございませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） まあ今定例会が終わると予算査定に入るものと思います。高杉企画財政課長も、この財政調整基金がだんだん少なくなっていく、大変危惧しております。森田町長時代から危惧しておりました。もう本当にここで締めないと、財布の紐をちゃんと締めないと、これはもうこのままどんどん進んでいってしまう。やがては合併に、そういう話も出てくる。それでは私は町民は大変難儀をするというふうに思います。ですから、合併しなくてもいいような財政運営をしていただきたい。その決意をもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 現時点において、まあ他市町村との合併は一切考えておりませんし、単独でこの八峰町を、もう将来持続可能なまちづくりを進めながら、将来ともこの八峰町が存続できるようなそういった取り組みをしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 9 番議員、ほかに質問ございませんか。

○9 番（須藤正人君） 終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで1 問目の質問を終了いたします。

2 問目の再質問ございませんか。

○9 番（須藤正人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ないようでございますので、これで9 番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。10時57分より再開いたします。

午前10時51分 休 憩

.....

午前10時57分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番議員の一般質問を許します。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、新年度予算と各種事業についてお尋ねいたします。

さきの全員協議会で示された令和6年度の機構改革において、企画財政課が財政担当へと分離独立する旨、示されました。正に待ったなしの財政課題について専門部署とし

て対応するものであり、評価をいたすところであります。

令和４年度の監査報告においては、財政の硬直化が進んではいるものの、数値的には全てにおいて指摘すべき点はないと報告されております。しかしながら、次年度以降の廃棄物処理施設建設の町負担を思う時、どう財政見通しを立てているのか、財調からの繰入と町債をどの程度と想定しているのか尋ねるものであります。

財政を健全域とすることは重要ではあるが、そのような状況であっても持続可能な町としていくためには、政策的な事業展開は必要であります。人口減少、少子高齢化、移住・定住対策、半農半X、ハタハタ館の運営と御所の台エリアの再構築構想、地域おこし協力隊など、これまで行ってきた主要事業で新たな進展が見込まれるものはあるのかどうか。また、新町長として新たな独自の取り組みを行う考えはあるのかどうか尋ねるものであります。

次に、風力発電事業について伺います。

ここまで進められてきた風力発電事業であります。現状での認識と感想をどうお持ちでしょうか。また、陸上、洋上ともに風車が乱立する景観をどう捉えているのか尋ねるものであります。

次に、松くい虫防除とナラ枯れ対策についてお尋ねいたします。

松くい虫被害やナラ枯れ等が多く見られる中、現在の八峰町の被害状況とその対策、今後の計画、また、能代山本管内や県内の状況について尋ねるものであります。

教育環境について、教育長にお尋ねいたします。

はじめに、八峰町におけるいじめ等による不登校児童生徒の現状はいかがでしょうか。

文科省の令和４年度の報告では、不登校児童生徒数は29万9,048人と前年度から5万4,000人ほど増加し、10年連続となっております。秋田県においても1,566人と過去最多となっております。

当町の小・中学校の現状はどうか。そのような児童生徒がいた場合の対応と、普段から学校で何か注意をしながら取り組んでいることがあるのかどうか。

また、教育委員会と学校側との関係は良好に保たれているのかどうか尋ねるものであります。

以上４点について質問をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの６番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新年度予算と各種事業について」であります。

1点目の「新年度予算編成」につきましては、一般会計において、歳入の約半分を占める普通交付税は、令和3年度に合併算定替えの段階的縮減が終了しているほか、7月の豪雨災害等により町税についても増収は見込めないことから、更に一般財源が減少する見込みとなっております。

また、歳出におきましては、能代山本広域市町村圏組合で実施している一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費の負担金が大幅に増額となることから、非常に厳しいものと考えております。

予算編成のフレームとしましては、一般財源ベースでの歳入の見込額を算出し、歳出では、人件費などの「義務的経費」と普通建設事業費をはじめとする「投資的経費」に分類し、費目ごとに「ゼロベースからの積み上げ」や「令和4年度決算ベース」、令和5年度当初予算から「数十%縮減」等の要求基準を掲げてシーリングし、目標額を設定しております。

現在は、各課において令和6年度当初予算の要求額を積算しているところであり、来年1月上旬から約3週間にわたり一次査定を行い、その後、私の査定を行うこととしておりますので、財政調整基金からの繰入金及び町債の借入額の見通しにつきましては、2月上旬頃と想定しております。

また、財政調整基金の健全域については、一般的に、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行うための規模を示す「財政標準規模」の10から20%程度が適正とされております。

これを踏まえると、本町の財政調整基金は「適正」ということになりますが、今回のように災害対応が必要となった場合に備え、しっかりと確保しておくことが重要であると考えております。

一方で、町債につきましては、令和3年度から令和5年度までの直近3カ年の当初予算時の平均では、約6億3,000万円であり、令和6年度の一般廃棄物処理施設整備事業の負担金だけで、約3億円が見込まれております。

このため、この分を加味すると単純計算では、約9億3,000円まで増額となることから、事業ごとに優先順位を定め、歳出の縮減に努めながら、実質公債費比率の健全域を確保してまいりたいと考えております。

2点目の「これまで進めてきた主要事業の新たな展開」についてであります。本町では人口減少や少子高齢化に加え、7月の豪雨災害からの早期復旧など多くの課題があり、こうした課題を解決するため、町では様々な取り組みを進めてまいりました。

今後は、これまでの事業の必要性や費用対効果などを検討し、移住・定住対策では空き家情報室の充実を図るほか、生薬事業では栽培面積の拡大等に努めてまいります。

また、「新たな取り組み」としましては、旧峰浜庁舎跡地における「定住促進住宅事業」や、「御所の台エリア再構築構想」では民間事業者を活用した事業展開とするほか、サーモン養殖事業における静穏域の拡大や女性活躍の推進など、町の財政状況を踏まえながら取り組みを進めてまいります。

次に、「風力発電について」であります。

ご承知のとおり、東日本大震災以降、日本においては温室効果ガスの排出量が増加し、2013年度には過去最高の排出量を記録したところであります。

こうした中、2016年のパリ協定においては、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度以内とすることを目標に掲げ、日本を含む多くの国が取り組みを進めております。

また、2020年10月には、当時の菅総理大臣が2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、再生可能エネルギーは次世代エネルギーとして国民から大きな期待を集め、導入が加速しております。

とりわけ風力発電事業においては、欧米諸国に比べると導入が遅れているものの、エネルギー資源となる「風」は、枯渇することがなく、1kWの発電に係るコストが比較的安価であることに加え、大規模に事業展開した場合、更に発電コストが下がることにより、高い費用対効果も期待できることから、陸上のみならず、洋上への設置が進められております。

本町においても、沼田地区や目名潟地区などで陸上風力は運転が開始されているほか、本町及び能代市沖の一般海域においても、間もなく洋上風力発電の事業者が決定されることとなっております。

風力発電事業につきましては、民間事業者が国の関係法令やガイドラインに則り、地元住民や関係機関等と合意を図りながら適切に進められているものと認識しており、今後も必要なインフラの一つと捉えております。

町としましては、町の発展と成長への確かな道筋を付けていくためには、地域産業の

振興による所得向上と雇用創出は不可欠と考えており、今後も県や地元商工団体等と連携し、風力発電が地域の活性化や人材の定着に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

次に、松くい虫の防除とナラ枯れ対策についてであります。

初めに、松くい虫被害についてであります。県内では昭和57年に旧象潟町において初めて確認されて以来、区域が拡大し、平成24年には県内全市町村で確認されたところであります。

この被害量は平成14年をピークに減少傾向にあり、昨年度の被害量はピーク時の40%まで減少しておりますが、こうした状況は能代山本管内においても同様の状況であります。

また、町内における被害状況につきましては、昨年度412㎡であり、平成24年のピーク時と比べ92%減少しております。

町では、これまでも国や県と連携し、無人ヘリ等による防除対策に取り組むとともに、被害木については適切な伐採処分を行ってきておりますが、今後も本町にとって防災面での重要な役割を担っているマツ林を将来にわたり健全な状態で残していくため、関係機関と連携しながら防除対策に努めてまいります。

一方、ナラ枯れについてであります。県内では、平成18年に、にかほ市で初めて確認されてから被害が拡大し、これまでで最も多くの被害があった令和2年度には、本町を含む18の市町村で確認されたところであります。

被害量は令和2年度をピークに減少傾向にあり、こうした状況は能代山本管内においても同様の状況であります。

また、町内における被害状況につきましては、昨年度は1,527本が確認されておりますが、この対策として、国や県の支援を受けながら、立木伐採や搬出、くん蒸処理等を行ってきております。

今後も町の貴重な森林資源であるナラの林を保全するため、関係機関と連携しながら防除対策や森林の若返りに努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 皆さん、こんにちは。それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

本町の不登校・児童生徒数は、本人及びその家族の心情に配慮し、公表は控えさせて

いただきますが、本年を含む過去３年間は横ばいの状態です。

学校における「不登校児童生徒」への対応は、毎週行っている管理職と主任による運営委員会や毎月の職員会議で情報共有し、対応の仕方について協議を行っています。

直接対応する場合は、担任のほか教頭や養護教諭等の複数で家庭訪問・個人面接・保護者面談を行っています。

また、全校児童生徒の「学級・学校」生活の満足感や意欲の状況を把握するための学校生活アンケートと個人面談を年３回実施し、夏季休業中には保護者との二者面談等を行い、家庭での児童生徒の状況を把握しています。

教育委員会では、毎月の学校報告や教育委員会と学校長との協議会で児童生徒の状況や対応について確認を行っています。

学校で対応が難しい場合は、町福祉保健課や北教育事務所のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら対応しています。

このほか、能代市教育委員会より協力をいただき、能代市の適応指導教室を利用して復学を目指す取り組みを行っています。

今後も学校と家庭、関係機関が連携を図り、不登校児童生徒や保護者が孤立しないよう信頼関係を築くことに努めてまいります。

次に、２問目の質問にお答えいたします。

毎月、小・中学校と教育委員会は「学校・教育委員会連絡協議会」を開催しており、教育長・教育委員会からの学校への指示や各学校の児童生徒の様子、職員の様子、学校環境の状況等の確認を行い、学校教育に関して教育委員会と学校が同じ方向性となるように努めています。

また、各校長には、事案の大小にかかわらず、すぐ教育委員会へ「報告・相談・連絡」をするよう指示しています。教育委員会としても学校から連絡があった場合には、すぐに駆けつけることを基本としています。

そして、時間に空きがあれば教育長自ら学校を訪問し、児童生徒や職員の頑張りに声掛けをし、また、現場の声を拾えるよう努めています。また、教育長のメールアドレスを学校職員へ開示し、何か困ったことがあればいつでも連絡もらえるようにしています。

このように、学校をしっかりと支える教育委員会、そして学校に信頼される教育委員会を目指しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、再質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 新年度予算について、須藤議員と、来年度の予算編成がいかにかそれこそ査定されるのか大変懸念をいたすところから、同じような質問になったと思います。毎年のですが、編成に当たっては当局が大変難儀をしてる、これは十分承知してきましたので、新町長としてね、今これを新たにつくるということで、いかな方向性に向くのかな。特に財調とか数字の面で、いかに示すのかと思って伺ったわけでありますけれども、まあそれはそれとして今伺いました。

「一層の事務事業の見直し」とよく言われます。歴代ずっとそういうことを言われてきましたが、逆に見直しが必要な事業は何なのかという、どれをどのように見直していくのかという、そういうことがね、逆にどれだけ必要でないものはないわけでね、事業として。そこら辺の考え方はどうですか、町長は。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど須藤議員の答弁とちよっとかぶるところがあると思いますけれども、いずれ要らない事業はないと思っております。ただ一方で、こういった厳しい財政状況になりますと、継続事業であってもゼロベースで考える、そしてまた聖域のない見直し、これが何よりも重要だと考えております。そういったところをしっかりと令和 6 年度の予算編成には反映させて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 財源の一つとしてね、ふるさと納税、それが非常に弱いんですね。私ども先進地視察、まあ行ってきたわけですが、報告は後ほどやるとしてね、今回の四十万町さんのふるさと納税の寄附額は11億円から15億円で推移しています。もちろん返礼品の充実もあるでしょうが、まあ知名度的なもの含めて全く違った状況。それで今年度、給食費を6,000万円無料化したということが伺ってまいりました。財源、ふるさと納税であります。これもやはり全くうちはその返礼品、充実してないという、何もないからなというそういう状況ではやはりいけないわけで、まあもちろん企業の成長も含めて助ける意味でも、やはり開発を含めてね、やっていかないと、うちの方はない、向こうは、県内でも3億円、5億円というそういう市町村もあるわけで、やはりこれは競争意識を持ってですね、やはり本腰を入れてやる必要があると思いますが、町長はいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ふるさと納税、私も非常に大事な財源の一つだと思っております。

これに関して言いますと、実は大阪の泉佐野市というところが総務省と、ちょっと言葉が適切かどうか分かんないですけど、まあちょっとこういろいろあってですね、かなりふるさと納税には力を入れている市でございます。先だってその市長とですね私会いまして、その辺の取り組みをちょっと教えてくれないかというような話をしたら、ちょうど2週間ぐらい前ですかね、すぐに職員を派遣すると言ってくれてですね、2名の方が来て、そのふるさと納税の在り方なんかをこういろいろと協議させていただきました。今後こういった、いわゆる、ふるさと納税の先進地と言われてるところとですね意見交換をしながら、八峰町にもそういったところを反映して、ふるさと納税の増額に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 質問の中でですね具体的な様々な事業を挙げさせてもらったんですが、その答弁として町長もいろいろ挙げられました。具体的な質問要旨として挙げていけませんので、答弁できる範囲でいいんですが、人口減少、少子高齢化、移住・定住対策、この部分、意外とですね対策としては、事業としては八峰町もそれなりに早く手を挙げて、結構政策やってきたんですよ。ところが、今、県内含めても、まあ視察先含めても、全てどこも同じことやってます。結局はそのお互いの競争の中で、どこが何を強力に打ち出して、そしてそこにプラスにしていくか、そこなんでありますが、なかなかはっきり言って改善の見込みが立たないという、ここ数年の思いです。思い切った仕掛けがないという思いがあるんですが、町長はいろいろまた事業を挙げました。それも一つなんですが、その辺の仕掛けの仕方、何かもうちょっと考えられませんか。まあできる範囲でいいんですが。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） なかなか難しいご質問でございますけれども、いずれ新たな取り組みとして先ほど答弁でも申し上げましたような峰浜役場跡地へのアパート建設、そういったところを進めてまいりたいと考えておりますし、そしてまた町の基幹産業である農林漁業、こういったところにも力を入れていきたいというふうに思っております。

一方でですね、そのいわゆる例えば県内を見て、子どもが増えているところってどこかなって見ますと、実は潟上市でございます。で、潟上市長にもちょっと話を聞いたんですが、特段その子育て支援とかそういったところを手厚くしているわけではないと。

で、聞くとですね、追分駅があつて、そこが近いと。追分駅は男鹿線と奥羽線が両線来るので、かなり秋田市へのアクセスが相当に便利だということで、あの辺一帯がですね相当家が建たつて、子どもたちが増えていると、そんなことを聞いております。そしてまた議員の皆様も行かれましたけれども、長野の南箕輪村ですかね、そこ行った時ですね、子育て支援しっかりとやってるんですけども、やっぱりそれ以上に、村長がおっしゃっていたのは、高速道路のインターができたのが相当にでかいと、そういう話をおっしゃっておりました。やはりそういったところを考えると、インフラっていうのは非常に大事だと思いますし、最低限どこの市町村にもなければならぬだろうというふうに改めて感じたところであります。

そういった中で、この八峰町を見ますと、県内では数少ない高速道路のない町でございます。例えば、私、これ国や県に対して要望したところでございますけども、この八峰町の役場と、そしてまた能代東ＩＣを結ぶこの路線、ここを何とか高速化してくれというようなお願いをしておるところでございます。これが実現すると、もっともっとですね町からのアクセス性の向上も図れますし、そしてまた人も多く呼び込めると思っておりますので、そういったところにも力点を置きながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君）　６番議員、ほかに質問ございませんか。６番菊地　薫君。

○６番（菊地　薫君）　この頃ですね亡くなられる方が非常に多い、本当にお気の毒なんです、人口減少という、すごいしみじみと感じるわけですね。そういう意味で本当に様々な事業を行政でやっていく、やはりそこら辺の重要性がね、私の議員としての責任も含めて非常に感ずることがあります。

それでもう一点、ハタハタ館の運営ですが、実はハタハタ館の運営は、まあ決算等も拝見しました。黒字化なってるわけですが、レストラン部門、それがずっと閉鎖してまいりました。私、今回この場で町長に社長として伺おうと思ったんですが、昨日新聞に広告出てまして、何かオープンしたんですか。してみたいです。

まあそれはそれとして、ハタハタ館の指定管理料が改定された。それで黒字化になった。この先また常務取締役も設置したということで、今後ですね、やはりこの展開を図っていくために、町長やはりそのどっぷり浸かるんじゃないかとね、それでも欠損金は９,０００万円以上あるんですから、それをやはりわきまえてですね、やはりその社長としてその運営に当たっていただきたい。その辺の思いを一つお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） この場合は町長という立場でありますので、ちょっと社長としてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、町長といたしましては、ハタハタ館、町民の皆様が数多く利用している施設でございます。町としましてはですね、まあ今の状況をキープしつつ、また御所の台エリアの再構築構想もありますので、そういったところとしっかりと絡めて今後の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。

○6番（菊地 薫君） 1問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 堀内町政が誕生して1年なるわけですが、この間ですね風力関連に関しては、一般質問等ありましたが、なかなか自らの思いというのを聞く機会がありませんでした。先ほどそれなりの思いをじっくりと聞かせていただきました。森田町長とはそれぞれの議員が丁々発止の議論をやりとりした経緯がございます。そういう思いで質問をいたしました。

ところで、鹿の浦から眺望した場合に男鹿半島の寒風山、あの前面にもう風車が建っています。全くもって景観が変わりました。それと今、八峰・能代沖がまた事業化されますと、計画は出てますし、もう来年春ですか、決まりますとまた建設されます。じゃあ真山・本山の方、要するに男鹿半島を前面に一帯になるんでないかという危惧をいたしてるんです。もちろんね、その前に建てば変わるわけですが、これが景観を損なうという質問を私は森田町長にいろいろやってきたんですよ。町長はどう思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私個人の意見として述べさせていただきますと、鹿の浦からの展望、私も地元が浜田ですので、よくあそこからの景色を見ているところでございますけれども、まあ私の中ではですね、沼田地区なんかに建たりました陸上風力を見て、率直に言って、その景観が損なわれているというような意識はございませんでした。むしろですね夜になると明かりが灯って、あそこに何か大きなまちがあるんじゃないかという勘違いするほど、まあむしろこう好感をもって見ているところでございまして、すいません、ちょっと景観が変わったとかあんまりそういったところは、悪い意味では感じていないところではございません。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） もちろんこれ個人の感覚ですからね、何とも言いようないわけですが、この特に洋上風力に関しましてはね、まあもちろん健康被害、あるいはその漁業に与える影響、そして今、景観等々、この知見がないからこそ、なかなかリスクというものを捉えられないんですよ。だからそれが心配なために反対運動やら何やらいろいろやってきてわけでありまして。まあ個人の違いでどうにもならないわけですが、前町長は、そこは5 k m離れている、あるいは事業者の責任でそれはないようにやるだろうと、こういう説明で一貫したわけですが、町長がそう思われるのであれば私は何もそれ以上言うことはないわけですが。

それから一つですね、先だって先月の新聞紙上ですが、「脱炭素の切り札として欧米で開発された洋上風力に逆風が吹いている」という新聞記事ありました。読まれたかと思いますが、要するに世界でスウェーデンの電力大手やデンマークの洋上風力大手、プロジェクトから撤退すると発表しているんです。世界的な供給網の混乱、資材高騰、あるいは中央銀行の利上げ等々、採算性から開発が頓挫した計画もございます。このことが相次いでまして、業界ではですね、今後この普及に水を注すものと、こう危惧をしていると、こういう記事がございました。町長ご覧になってどうでした。聞いてませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの……休憩します。

（「休憩、休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 1 1 時 3 2 分 休 憩

.....  
午前 1 1 時 3 2 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、ちょっとその記事はちょっと見たことがなくてですね、すいません、失礼します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） まあ国策としてね、このやられてきているこの風力事業ですね、またいかなる事業であってもいつどうなるか分からない、そういう環境下にあるとね私はこう思った次第でして、その部分で質問いたしました。

2 番はこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 3 問目についての再質問ありませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 被害額が年々減少しておる報告なっておりますが、ナラ枯れ対策はね、ナラ枯れというのはもう私は、まあ枯れていってもまた次々と新しいその若木が育ってくるという感覚から、そんなに私はね、景観は本当に見苦しいものありますよ、山肌見れば。でもそれは改善していくだろうと、私はこう思っています。

ところがこの松くい虫対策ですね、松くい虫、まあ我々道路走れば、砂防林含めて常に見て回るわけですよ。先だって、まあいつも通る中で峰浜のカントリークラブ、ゴルフ場の中の松の被害というのは最悪です。町長もゴルフやられて分かると思います。もうコース、コースの境が全て松枯れなってます。私ね一つの企業であるんですが、以前町としても補助したことはありますけども、どうでしょうね、これまあ一つの町内に、自治体にゴルフ場を抱えている町。そしてまた一つの観光としてね、そういう役割も大きなことをしているわけですから、一回まあ協議、ちょっと伺ってみる、まあ率直な感想をですね、あれを見て、町長どう思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6 番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 松枯れに関しましてはですね、そのゴルフ場もそうなんですけども、まあ私の住む浜田地区からずっと峰浜地区にかけてずっと松林があるんですが、そこも相当松くいにやられてるなというふうな印象でございます。ただ一方で、また新たに生えてきているような松もありまして、そういった対策をやっぱり今後も進めていかなきゃなというふうに感じておるところでございます。

また、そのゴルフ場に特化して言いますと、私もあんまり行ったことはないんですけども、何て言うんですかね、今枯れてるっていうのは分かるんですけども、しっかりしていた時の状況が私ちょっと記憶にないものですから、なかなかその比較ができないんですけども、まあいずれ松が枯れてるっていう状況は把握しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 作業をしてる、それこそ枯れ松を伐倒してるんですよ。これが10本、20本、100本、200本なら、いずれなと思うんですが、そういう規模じゃないんですよ。だから大変だろうなという思いで私見てきたんですが、そういう思いをですね、まあ町としてちょっと届けたくてですね、今質問いたしました。それぞれ把握して

おいてほしいと、こう思います。

3 番終わります。

○議長（皆川鉄也君） 4 問目の教育環境についての再質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 先ほど教育長の丁寧な回答をいただきました。ありがとうございます。それほどきめ細やかに対応されているということで、まあ安堵した次第であります。プライバシー云々と言われますと、なるほどなと、こう思ってなかなかそれ以上聞けないわけでありますけれども、いた、いないという、そういうことを質問の中で伺おうと思ったんですが、まあこれはやめておきます。丁寧な説明で理解をいたしました。

それで1点だけですね、児童生徒が不登校と判断される基準というのはどこにあるんですか。そこをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 菊地議員のただいまの質問にお答えいたします。

年間で30日以上休んだ児童生徒は、不登校と扱っております。30日未満の場合は、不登校傾向児童生徒として扱っております。

ということで、以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 分かりました。

それからですね、先だって教育委員会の方から事務事業の点検評価報告いただきました。そこで外部評価委員が2名なっておりますが、これ以前から2名のままですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

外部評価制度が導入されてから2名の委員さんでお願いしております。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 単純にね、その評価する内容を見てみれば、意外と幅広いんですよ。教育委員会関連でこれを。どうかなと思って今見たんですが、まあ検討の余地があるのかないか別として、2名でちょっと不足なんでないかなと、私そう思いました。もう一回答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの菊地議員の質問にお答えいたします。

外部評価委員会2名からいろいろこう評価、ご意見をいただいておりますが、それと教育委員会の定例会等もありますので、いろんな方々の意見を聞きながら次年度に向けて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○6番（菊地 薫君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで6番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

.....  
午前11時41分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傍聴の皆さん、お疲れさまです。何か午前中で私の質問だけが終わりますので、ご清聴のほどよろしくお願いします。

通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、健やかな教育環境について、教育長の考えを伺います。

私は6月定例議会で保育環境の充実について質問しました。子ども園において、未満児は完全給食になっております。ご飯を3歳以上児の子どもは、給食で同じ給食でありながら副食のみの給食になっております。教育長は、完全給食は炊き立ての温かいご飯を食べてもらうことができる。栄養士の献立の自由度が上がることから、完全給食への対応を検討すると、大変前向きな答弁をいただきました。

成長著しい幼児は味覚が発達しています。ご飯の栄養値は高く評価されています。地元のおいしいご飯を食べてもらうことは食育に繋がります。その後どのように検討されたのか、来年度の予算に盛り込まれるのか、このことについて伺います。

もう一つの質問は、児童生徒の登校拒否・不登校について伺います。

小・中学校へ通学することに行きづらさを抱えている児童生徒が年々増えて、今、不

登校は30万人に迫ることから社会問題になっています。秋田県では1,500人あまりの児童が過去最多となっています。学校への行き渋りを抱え、単発に休みを繰り返している子どもは、この何倍もあるのではないかとされています。

様々な要因があると思いますが、学力がついていかない、分からないまま進んでいく、宿題の量が多い、そして学校が生徒に対して学力を引き上げることが求められている今の現状、先生が一生懸命にならざるを得ない環境になってしまい、学力テストに学校が評価される、こういうことが今、大変な子どもたちのストレスになっているのではないのでしょうか。また、部活との両立は、文武両道を小・中学生に備えさせるには幼すぎて、大きなストレスになっているのではないかと。また、人間関係において、先生、子ども同士がうまくいっているのか。この問題が子どもにもストレスを与えているのではないのでしょうか。

子どもに「どうして学校に行きたくないの」と詰めよる親に、子どもは「学校が怖い。先生が怖い」と泣いたり、腹痛を起こして苦しむ子どもの様子を見守る家族は、心配いかばかりかと思います。

教育現場では子どもの人権に主眼を置いて、義務教育として学びの権利を保障する、このことがまず必要ではないかと思います。健全な児童を育み、不登校から引きこもり、精神的疾患に繋がらないよう、早いうちに芽を摘み、子どもは社会の子、町の子、大事な宝物として、教育現場、社会が一体になって取り組むことが大事ではないかと思いますが、そのような子どもに教育現場で遭遇したらどのような対処をしているのか伺いたいと思います。

2点目は町長に伺います。町民の物価高騰対策について伺います。

国の経済対策として所得税減税を行います。来年の3月15日の確定申告後の税金と町民税を合わせてある程度払っている世帯が対象ですけれども、当町においては公務員や企業勤務の方が対象ではないかと思います。また、非課税世帯7万円は、もっともな政策ですけれども、これを受けない、どちらも恩恵を受けない人は1,000万人とされています。当町においてその狭間にいる人たちがかなり多いのではないのでしょうか。全協で説明があった1世帯1万円は、物価高騰で、事業主や災害に遭った農家の人達は追い打ちをかけるように肥料の高騰に苦しんでいると思います。

世帯数に分けた給付や高齢者が買い物に出かけやすい機会を増やすためにも、秋北バスや能代までのタクシー代の給付、これを行うことが国の対策に沿ったものではないで

しょうか。追加対策について行う考えはないか伺います。

次に、物価高騰対策として今まで行ってきたプレミアム商品券について、多くの方が恩恵を受けてきたのかについて伺います。

令和3年は発売から何と1日で完売してしまいました。令和4年は2か月、令和5年は20日で完売しています。1人3万円までの限度額であることから、家族全員の人数が多い世帯ではかなりの収入になります。また、団体で買うことができるので、金持ちの自治会は大量に買っているのではないのでしょうか。この自治会の購入についてどのような状況なのか伺います。

最近よく話を聞くのは、「名前を貸してけれ」ということです。プレミアム券を買うために、これは買えない人に対して名前を貸してということがよく私も何度か耳にしました。このような状況では一部の人たちの利用になっているのではないのでしょうか。今後も続けていくのか、考えをお聞かせください。

次に、里山整備でクマへの住み分けについて伺います。

クマによる被害は統計をとり始めてから最多となり、秋田県では日本一になりました。秋田県は2,000頭を超える捕獲数で過去最高です。10年以上前だと思いますけれども、クマが住宅地から海岸まで行って、海岸にいたタコを釣っていた人が襲われる、こういうクマの出没がありましたけれども、またあの山にクマが住み着いているんだというこういう話題もいろいろありましたが、その後の対策は全くなく、最近は緩衝地帯が少しやったのかなと思われる程度のところであります。今はいわゆるアーバンベアが住宅地を歩き回ることになりました。

クマがなぜ里山まで来るのか。その対策を追求する特別委員会を設置しなければならないと思います。本来、クマの生息地である山はブナの実が不作であると言われますけれども、それだけではなく、ナラ枯れが広範囲に広がり、今では白い木が所々に見えている状況です。そしてナラはどんぐりがなりますので、本当に広範にわたって山が荒れている、こういう状況ではないのでしょうか。実が豊富になる山をつくり、間伐をして明るい山にする。また、里山では耕作放棄地が至る所に見られます。国道沿いはサル被害から、あともう畑はやめたいという対策として中途半端な電気柵の補助が行われ、それからもうやめてしまったという、もうこれ手がつけられないという状況で高齢者は耕作を諦め、林から森になりかけています。住宅地の空き地もしかりです。やぶをつくらない対策や耕作のすすめに補助を出し、耕作の意欲を高めることは、高齢者が健康で地産

地消の作物を産直に売り出す、こういう意欲を持たせる生きがい対策をつくるべきではないでしょうか。

被害を防ぐために環境省が主導して各地にゾーニング管理を進めて、クマを積極的に保護する政策地と人間活動を優先する地域、その間の緩衝帯地域、住民住み分けを図る方法をとっています。町として積極的に国・県に支援を要望して予算を取ってもらいたいと思います。

そして人員を配保していくことが今求められていると思います。かつて山で歩んでいた子どもたちの時代がありました。思い起こせば、ぶなっころンドの遊園地や焼山のスキー場がありました。これを思い起こせば豊かな自然がそこにあったということです。このためにも、この政策をとることでクマを寄せつけない対策にも繋がるのではないかと思います。

以上について町長の考えを伺います。どうかよろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後 1 時より当局の答弁をお願いをいたします。

午前 1 1 時 5 2 分 休 憩

.....

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

午前中の 8 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2 問目、3 問目についてお答えさせていただきまして、1 問目につきましては、この後、教育長が答弁いたします。

はじめに 「町民への物価高騰対策」についてであります。

国では、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、令和 5 年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を約 1 兆 5,000 億円追加しております。

この交付金は、これまでの「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」と同様に、「低所得者支援枠」と「推奨事業メニュー」ごとに、それぞれ町の交付限度額が示されておりますが、「低所得者支援枠」につきましては、国が示している「住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 7 万円を支援する」事業であり、本定例会の一般会計補正予算（第 7 号）に関連予算を提案し、先日ご可決いただいたところであります。

また、「推奨事業メニュー」につきましては、県との協調事業として、物価高騰の影響を受けている障害者支援施設及び介護保険施設の負担軽減を図るための事業のほか、低所得世帯支援枠では、非課税世帯であっても住民税が課税されている人の扶養親族世帯は対象外となることから、こうした世帯等にも支援することを考えております。

さらに、課税世帯につきましては、1世帯当たり1万円の商品券を発行する事業を考えており、前述の支援事業を含めて、本定例会に追加提案させていただく予定としております。

なお、議員ご提案の「中小零細業者への燃油代や農家への肥料代の補助」、「世帯人数に応じた給付」、「秋北バス代や能代までのタクシー券の補助」につきましては、追加予定の事業費で町に示された交付限度額に近い予算となっていることから、実施は難しいと考えております。

次に、プレミアム商品券発行事業についてであります。

町民の消費需要を喚起し、個人消費の拡大によって地域の商工業者及び地域経済の活性化に繋げることを目的に、白神八峰商工会を事業主体として実施しているものであり、町では、平成21年度からこれまで16回にわたり補助金を交付しております。

本事業は、町といたしましても、これまで多くの町民の皆様からご利用いただき、町外への購買力防止や地元の商工業者の育成、経営意欲の向上に寄与してきた事業であると認識しております。

また、令和5年度における商品券購入者数は2,253人であり、人口に占める割合は約36%となっているほか、販売状況については、予約は7月19日、実際の販売は8月9日に開始され、8月29日に完売いたしました。

プレミアム率を初めて30%とした令和3年度においては、販売日の翌日に完売となりましたが、昨年及び今年は販売開始日から完売日までに約20日間以上の期間を要していることや、完売後の問い合わせ件数が少なかったことから、希望者の多くが購入できていると捉えており、販売方法に関し、不公平感はないものと考えております。

なお、今後につきましては、白神八峰商工会から令和6年度における事業実施の継続要望が提出されておりますが、新年度においては非常に厳しい財政運営が求められていることから、事業実施の可否等を含めて慎重に検討してまいります。

次に、里山整備によるクマの住み分けについてであります。

今年は、北海道や東北を中心に全国でクマによる人的被害が多発しており、本町にお

いては、9月11日に上畑谷地区において人的被害があったほか、10月4日には石川地区において能代市の男性が被害に遭ったところであります。

被害に遭われた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

クマの出没が増えた原因は様々な要因が考えられますが、前述の人的被害や農作物等への被害も拡大していることに加え、町民の安全で安心な生活への脅威にもなっているため、町ではこれまで、防災行政無線による注意喚起や猟友会との連携による捕獲活動に努めきたところであります。

また、議員ご指摘の緩衝地帯や耕作放棄地の解消については、クマ対策に有効であると考えますので、今後も地元猟友会との連携強化を図りつつ、自治会や土地所有者には適切な土地の管理の働きかけを行ってまいります。

さらに、県においては、国に対し、クマの指定管理鳥獣への追加指定や財政的・技術的支援の拡大等を要望していることを踏まえ、町としましても県や他市町村と連携し、国による新たな支援を働きかけてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私から見上議員のご質問にお答えいたします。

この12月1日付で令和6年度の当初予算編成方針が示されましたので、今後、町全体の予算要求を精査した上で、3歳以上児の完全給食の可否について判断したいと考えております。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校では不登校児童生徒を出さないために、良さに目を向けることを大切にしております。周りから認められ、自分に自信を持って自分を切り開いていける温かな学校を目指しています。

先ほど見上議員が話された人権の尊重も大切にしています。しかし、人権尊重という部分で児童生徒が悩んだ場合は、校長から状況を聞き取り、安心・安全で温かな学校を目指せるよう、教育委員会としてしっかりと具体的な指示をしていきます。

次に、教育委員会と学校では、不登校児童生徒に対して最終的には学校へ登校し、クラスメイトと一緒に学習や生活をして、様々な課題を解決する力を身につけてほしいと考えています。そして、その課題解決する力を社会に出ても発揮してほしいと願っております。

不登校児童生徒一人一人に対しては、「登校を目指す」というゴールを示しながらも、個々の状況に合った対応を学校、家庭、教育員会、役場、県教育委員会等と連携しながら焦らず丁寧に進めております。

具体的には、学習する機会を保障すること。学校や学級の様子を伝えてあげること。そして、自力解決する機会を少しずつ多くしていくこと等を大切にしています。

学習や活動の場は、家庭、学校では保健室、特別教室、所属学級、そして適応指導教室等の外部関係機関等の多様な場を示して自分で選択できるようにしています。

今後も、不登校児童生徒や不登校傾向の児童生徒が心や体の力を蓄え、自分で前進できるように支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、再質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） まず1 問目について再質問を行います。

教育長の答弁の中に、まず子ども園の3 歳以上児の完全給食化、これは予算要求していくことと受け取りました。是非、ほんの少しのお米を炊くことで、また給食室には大きな電気釜、ガス釜ですか、用意してますので、やる気になればできることですので、是非強く要望してもらいたいと思います。そのことについて、今一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の再質問に対してお答えいたします。

先ほども申しましたが、現在、各事業の予算について新たに見直しをしている段階ですので、それを教育委員会全体または町全体と照らし合わせて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 是非検討を前向きに取り計らってくださるようお願いいたします。

子ども園の質問については、まあこれでいいんですけども、もう一つ、児童生徒の登校拒否、不登校について伺います。

私も初めて聞きましたけども、不登校傾向児童って言うんでしょうか。行き渋りの子

ども、なかなか学校に向かえないという子どもは、今、本当に小学生から高校生まで本当に多くなっています。その中の一つとして学力を均等に子どもたちに要求してしまうということも、その子その子の能力とか、ゆっくり覚える子ども、早く覚える子ども、いろんな子どもいると思うんですけれども、均等にしつけることで、宿題がなかなか手につかない。宿題やらないと学校に行けない。宿題やってこないのかといって学校に怒られる。こういう声を高校生までよく聞きます。実は私の孫もそうでした。宿題やれなくて、とうとう学校辞めてしまいました。先生からの叱咤激励がもう1年通して続いて、最後にはもう一歩も足も動かないという状態になってしまいました。このことについて、学力のことについて、今一度、町長はどのようにお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） 教育長じゃないですか。

○8番（見上政子さん） 私、町長って言いました。大変失礼いたしました。教育長、専門家ですので、私は全くの素人ですので、その辺の学力と子どもについての考え方をお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

学校では学力向上のためにいろいろ先生たち頑張っているんですが、全員が同じゴールを目指すのではなくて、その子ども一人一人に応じた指導、「個に応じた指導」という言葉を使っておりますが、そこを重点的にして、進める子はどんどん進めるように、ゆっくり進む子はゆっくりということで、いろいろ丁寧に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） しかし、宿題というのは均等に子どもたちに与えられているのではないかと思います。今、宿題ができないとか、今、宿題に対する見直しがいろんな本にも書かれていますけれども、均等に子どもたちに宿題を与えて、これができないから学校に行けないということはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

実際に全員同じ宿題を出すことによって悩んだ生徒も出てきているということで、学

校の方では、先ほどもお話したように、宿題に関しても個に応じて対応するような努力をしているということを校長会で報告を受けております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ありがとうございます。やはり宿題についても問題はあるんですけれども、やっぱり個人差があるので、これは是非考えて進めていてもらいたいと思います。

それとですね、子どもの問題は教育、そして町の問題でもあります。子どもは本当に宝物ですけれども、残念ながら子どもが非常に少なく、子どもたちが本当に健やかに過ごしてもらいたいと思うためには、いろんな努力、そして町でこんなことを行ってるんだということを訴えていかなければならないと思うんですが、先ほど菊地議員の答弁の中にありました福祉部と、それから教育委員会と連帯となって進める、まあ社会の問題として取り上げていくという中にも不登校の子どもの能代の方で行ったりとかあるんですけれども、町として何かこう連帯していくという取り組みはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

町の福祉部と連携するケースは、家庭的に、児童生徒本人の問題ではなくて、保護者等の問題があった場合には、学校だけでは対応しきれないということで連携を図っています。あとは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが北教育事務所にいますので、その専門的な方々の考え、アドバイスもいただきながら、その子に合った対応をしているところです。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 社協にそういうところがあるということも私は知りませんでしたけれども、やっぱり学校の中にも当然カウンセラーの資格を持った人がいると思うんですが。

○教育長（鈴木洋一君） 社協でなく北教育事務所です。

○8番（見上政子さん） え。

○教育長（鈴木洋一君） 北教育事務所。県教委。

○8番（見上政子さん） 県の方ですね。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○8番（見上政子さん） 私は町の方でそういう取り組みがないかということでお尋ねしたんですけども、県の方ですね、県と。まあ学校にもスクールカウンセラーとかいろいろそういう資格を持った人とかいると思うんですけども、そういう行き渋りの学校、泣いて学校に行きたくないとか、お腹が痛くてもう門のところで帰ってきたとかという話もよく聞きますけれども、ただそういう時に学校の方の受け皿として気軽に相談できる学校の場所、ある人が相談に行ったら、「何の用事ですか」ということで窓口で、みんないるところで「どうしたの」ということでこう聞かれたということで、非常に心苦しかった。で、子どもたちから、あ、誰々さんの母さん来てるとかってこう言われているようなことがあったようです。まあそういう相談に行ったら速やかに個室の方に行くとか、そういう取り組みをしてもらいたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

相談体制とか、先ほどもお話しした児童生徒の活動場所というか、学校だけではなくていろんな施設等で受け皿を準備して、それを児童生徒や保護者に選択してもらおうということをまず進めております。

あと相談等に関しては、町にあることによって、先ほど見上議員がおっしゃったように行きづらさということが問題も出てくると思うので、そういう場面で、菊地議員の時にお話しした能代市の適応指導教室というところに行って、安心して相談できるという体制も今整えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） そういう何があった時にはこういうシステムがあって、こういうところに相談して、こうしてくださってというのを是非保護者の方に分かりやすいルートで説明して、もし学校の方でこういう、まあ先生がどうなのか分かりませんが、先生が怖いとか学校が怖いというふうな言葉を発した場合は、是非こういうふうにやってみてくださいということを保護者に伝えてもらいたいと思います。そういうふうに早期発見・早期支援、これが一番大事だと思います。子どもたちが行けなくなって不登校にならないように、その段階で芽を摘んでいく、これが今本当に大事で、ていうのは、あまりにも人数が多く、不登校が多いもんですから、強いてはもう50代まで今

遡ってしまい、8050っていう問題にも発しています。是非こうならないように、教育長の方から力強く対策を取ってもらいたい。一言をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

児童生徒それぞれ一人一人状況が違いますので、対応する場、相手が学校、または専門家、またはほかの適応指導教室のようなところというところで、いろんなこうケースを示しながら、保護者、生徒に選択できるように情報提供してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目の質問を終わります。

2問目に入りたいと思います。

物価高騰について、町の方では1世帯1万円ということで、あと障がい者施設支援とか介護施設支援ですか、施設に対する支援があるようですけれども、世帯1万円と言われますと、ひとり暮らしの人、それから子どもを抱えた、高齢者抱えた三、四人の世帯であれば、本当にその分は1万円だとタンクに3分の1くらいしか灯油を入れられないとか、そういうふうな感じではないでしょうか。三種町では1世帯当たり2万円、これは大変、タンク1回でいっぱいできて本当に助かったという声が聞かれています。この1万円だと本当にいろんなところでニーズの高い買い物とか、それから買い物に行きたいけど行けない、それから能代までちょっとタクシーで行きたいけど行けない、こういうのに応えるための物価対策、これは国の方ではいかようにも使えるような対策なんですけれども、これは1万円にはあまりにも低すぎるのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 1万円が少ないというご質問でございましたけれども、町に示されている限度額がございますので、それを踏まえますと、我々も積算したんですが、これが限界だということでございました。ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 大変難しいという、これからもう対策としては考えないということですが、これは物価対策が町が本腰で力を入れているのかどうなのかというところが疑われてしまいます。

それとですね、プレミアム券については、何の問題もない、公平であるというふうな答弁で、地域に大変喜ばれてるということですが、どう見てもこれはやはり公平ではない、これを感じます。ていうのは、9月でしたか、私もガソリン代が高騰するということで急いで買いに行ったら、もう商工会はありません。どこに行けばあるんですかと言ったら、どこどこ店に行けばあります。それで行ってみたら、「あと見上さん、あとこれで終わりだよ。あともう完売した」っていうことなので、どういうことなのかと大変疑問を持ちました。そして巷でこう、買った、買わないってこう聞けば、「誰買うってって」いうふうなこととか、「名前っこ貸してけれって言われた」っていうふうなことでね、これは本当に一部の人たち、そして団体にもこの恩恵があるということで、その団体というのは自治会だそうですが、これについてはどういう状況でそういうふうになっているのか教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問の団体購入についてのところですね、にお答えいたします。

自治会購入につきましては、1自治会30セット購入できることとなっております。30セット。

○8番（見上政子さん） 30セット。

○産業振興課長（山本 望君） はい。で、この制度を始めた理由としましては、自治会購入枠については、小規模な商店の利用促進を目的に実施しているものです。自治会はその自治会内にある商店でお買い物をしていただいて、それを利用していただくという趣旨のものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 団体に30セットということは、1団体にですか。1団体に30セット配るということですか。もう欲しければ売りますよということですか。どういう状況なんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

1自治会で30セット購入することができる制度となっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これでは住民には行き渡らないのは当然だと思います。それで令和3年の8月は10日に売り出して11日で完売してしまった。こういう結果になるのではないのでしょうか。是非これは公平性と言えません。ある一部分の人たちのための、また自治会で力がある自治会のためのものであって、自治会ではどういうふうにそれを使ってるのかちょっと分かりませんが、山分けしてるんでないでしょうね。その使い道についてもちょっと疑問が持たれます。こういう報告っていうのは、どのような形で町に報告されているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

自治会からのどう使用したという報告はいただいております。自治会では基本的に、自治会の例えば運動会であるとか、そういう行事の時の景品代として使われているものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長にもう一度伺います。このようなプレミアム券の取り扱い方について、まだやっぱりこれは公平性と考えますか。まだ続けていくと思われませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 公平性につきましては、先ほどの答弁とまた繰り返しになりますが、今年に関しては発売から完売まで20日間も時間がありましたので、公平性はあったんだろうというふうに私は捉えております。

また次年度以降につきましては、これも繰り返しになりますが、財政状況が非常に厳しい状況ですので、実施の有無については今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町民にちょっとこれは理解が苦しむと思います。名前を貸してくれと言われた人たちも、何でこういうふうになっているのとか、それから、ある一部分の人が多く買ってるのは当たり前だよなとかって、こういうのがもう噂が広がっております。これでは意味をなさないと思います。これは町民に理解が得られないのではないのでしょうか。町長の考え方は変わらないようですので、今後またこのようなことが

あつたら私は質問していきたいと思います。

2 番目を終わります。

3 番目について質問したいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8 番（見上政子さん） 3 番目の里山整備でクマの住み分けについて考えを伺います。

防災無線でクマが出たという話が再三伝わりまして、ああまたか、またか、もう慣れてしまっていて、今度はどこかなというそういうふうな感じでもう町民の人たちは捉えられていたと思います。

防災無線の話がありましたので聞きたいと思うんですけれども、例えば土日にクマが出たから、どこどこにクマが出て、うちのところにもクマが来た、そういう場合ですね、土日の場合はどのような町の対応のシステムになってるのか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいま質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 見上議員のご質問にお答えします。

土日の対応につきましては、役場に電話いただきますとアルソックに電話が行きます。で、アルソックからうちの担当者に携帯の方に電話がかかってきます。どこどこで何時何分ぐらいにクマ出ましたよと。そうしますと、うちの職員が役場に急行しまして、防災無線、あとは危険を、例えば住宅街に出たという話でしたら猟友会に即日すぐ連絡するような体制をとっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） アルソックって言葉ちょっと分からないんですけども、役場担当の職員、誰かに行くっていうのが分かってるんですね。担当がいるんですね、職員が。誰々の携帯に電話が、それとも交代制とかそういうものなの。というのはね、クマが出たから、土曜日から日曜日、クマが出たからっていうことでいちいちこう報告したら、まあ担当の若い職員が、ああ、今、メモ帳持ってねえがら何ぼ言っても駄目だっていうことで、今、何も書き物持ってねえしてっていうことで電話もう切られてしまったそうです。担当職員というのは、例えば旅行中だとか車の中にいてとか、まあ緊急の場合、そういう時に急に連絡が入って応対するという、そういう形になってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し……。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時33分 休 憩

.....

午後 1時33分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの再質問についてお答えします。

すいません、私さっきアルソックと申しましたが、町を警備していただいている警備会社でございます。で、警備会社に連絡行きますと、林務の担当の方の電話が登録っております。そちらの担当に連絡が行き、もし連絡つかない場合はまた次の担当に連絡行くように連絡体制整っておりますので、そちらで対応しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） あまり長く時間取りたくないんですけども、そういうことで分かりました。対応が職員には防災無線で流す、そのことだけの職員の動き方になるんですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長、もっと詳しく教えてやってください。

○農林振興課長（堀内和人君） はい、分かりました。

最初の方でもお答えしましたが、職員に連絡入りますと、まず防災無線はもちろん流します。で、緊急を感じた場合には職員が猟友会に今度連絡します。で、そういう場合については、職員もその現場に一度行って確認させていただいて対応しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ対応が非常に悪かったという住民の声を聞きました。

それでですね、クマが出没、まあ里山に近づけないような対策がやはり一番大事だということで町長もそのことは同じですけども、例えばそれをやぶになってしまったり、それから柿がそのままになってたり、それから耕作放棄地が見る見る林になってたり、そういうことが本当に目にするわけですね。茂浦の場合はゲンスケ山というところが畑がもう全部なくなって、もう林になってしまっていて、人が踏み込めないような状態に

なってしまって、大変景観もよくて畑もいいものが取れるんですけども、そういうところが国道沿いに至る所にあるわけですね。そういう里山を整備する。そのために自治会と一緒に下払い、それから木を払うとかそういうことを進めて、まあ自治会に補助金を出すなり何なり、そういうふうな対策を考えて、私はやっぱり特別、クマがなぜ里山まで来るのか、その対策を迫及するための特別委員会を設けて、そこでやはり整備しなくてはいけないところ、それから柿の木を切るとか、それから山の整備はどうなってるのかとか、そこら辺を協議する場が必要だと思うんですが、そういうのを設置する考えはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁ではですね、自治会、土地所有者にはしっかりとその管理を働きかけるといふふうに答弁したところでございますけども、その新たな協議会等の設置については、現時点においては考えてはおりませんけれども、今後そのクマの状況等をしっかりと見極めながら、そういった対策も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今もうほとんど山に近づけない、そういう状態になってます。山菜も取りに行けない。そして怖くて畑にもおちおち行けない。こういう環境をつくるのは非常に町のマイナスになると思います。環境省の方では、里地里山というのは原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、林です、それと混在する農地、ため池、草原など構成された地域ということで、正に八峰町のこの原風景が里山だと私は思っております。そこには文化の伝承の観点からも重要な地域であると、こういうふうに里山を見てます。是非これが続けていくためには、本当に気持ちがいいねって言われるような、町を走っても整然として整備されて、雑木林が鬱蒼としているのではなくて、見晴らしもよくて明るくて気持ちのいいねっていうそういうやっぱり里山を目指していかなければならないと思います。そのためにも、最後の方に述べましたけれども、うちの娘たちはぶなっこランドでよく遊びました、遊具を使って。それから焼山のスキーも小学校の時、よく行きましたけれども、あれはもう本当に過去の話になってしまいました。それが鬱蒼としていく、いる。どんどんどんそれが鬱蒼としてって山に入れない状況は、これはクマの本当に住み家だと思います。このもう住み着いてしまったクマを、本当に猟友会の人たちが協力でどんどんどん山の方に追い返

して山を豊かにしていく。そしてナラ枯れでどんぐりもなくなってしまってクマは本当に大変な思いをしてるといえばちょっとあれですけど、クマも大変な時代になってしまったと思います。これをやっぱり山に追い上げて、それで私たちが住みやすい地域にするためには、整備をしていくことが非常に大事だと思いますが、町長もぶなっこランドとかスキーに行ったのではないのでしょうか。その辺のところの整備と今の状況について何か考えがあったらお話してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと前段のぶなっこランド、焼山についてでございますけども、ちょっと私が幼少の頃はまだぶなっこランドができてなかったんですけども、焼山スキー場には行ったことがございますし、小学校のスキー教室でも焼山だったというふうに記憶しております。

そしてまた新たなそういった里山の復活につきましては、なかなかその町の土地であれば、ある程度町もというところでございますけれども、やはり民地というふうな形になると、やはりその土地の所有者、あるいはそこに属している自治会がですね、そういったところを頑張って働きかけていくんじゃないかなというふうに理解しているところでございます。

いずれにしても、町としましては、まあ繰り返しになりますけども、その土地所有者、あるいはその自治会に対しまして、適切な土地の管理をしっかりと働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） 終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。どうもご苦労様でございました。

---

午後 1時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 8 番 見 上 政 子



令和5年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和5年12月15日（金曜日）

議事日程第3号

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 議案第96号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第97号 令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）

第4 発議第11号 安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善を求める  
意見書

第5 常任委員会の閉会中の継続審査について

第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第7 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（11人）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 笠原吉範  | 2番 伊藤一八  | 3番 奈良聡子  |
| 5番 水木壽保  | 6番 菊地 薫  | 7番 腰山良悦  |
| 8番 見上政子  | 9番 須藤正人  | 10番 門脇直樹 |
| 11番 山本優人 | 12番 皆川鉄也 |          |

欠席議員（1人）

4番 芦崎達美

説明のため出席した者

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長 堀内満也    | 副町長 田村 正    |
| 教 育 長 鈴木洋一  | 総務課長 和平勇人   |
| 税務会計課長 成田拓也 | 企画財政課長 高杉泰治 |
| 福祉保健課長 石上義久 | 教育次長 山本節雄   |

|               |         |           |         |
|---------------|---------|-----------|---------|
| 学校教育課長        | 山 内 章   | 産業振興課長    | 山 本 望   |
| 農林振興課長        | 堀 内 和 人 | 建 設 課 長   | 浅 田 善 孝 |
| 農業委員会事務局長     | 内 山 直 光 | 生涯学習課長    | 今 井 利 宏 |
| あきた白神体験センター所長 | 菊 地 俊 平 | 防災まちづくり室長 | 工 藤 善 美 |

---

議会事務局職員出席者

|        |       |           |         |
|--------|-------|-----------|---------|
| 議会事務局長 | 佐々木 高 | 議会事務局庶務係長 | 須 藤 佳奈子 |
|--------|-------|-----------|---------|

---

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

昨日に引き続き、４番芦崎達美君から体調不良による欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

傍聴者の皆さん、最終日まで大変お疲れ様でございました。よろしく願いをいたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は１１名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、７番腰山良悦君、９番須藤正人君、１０番門脇直樹君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第９６号と議案第９７号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、議事日

程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長報告のとおり議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。議席番号11番山本でございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、巡回バスの運用について。

昨年10月から運行されました。されてから1年経過しました。人口減少が進む当町が現状の運行体制で維持できるのか、また、運行に関する利用者からの不満に対し、どう対処するのか、利用実態を聞いて質問するものであります。

八峰町は行き止まり集落が多い地域にもかかわらず、ルート設定に関して、現在の環境のもとでは最良のルートであると思いますし、何ら異議あるものではありません。しかし、基本的な巡回バスの運行の考え方としては、行政が直営する場合には利益を目指す民間の事業者と異なり、その採算を度外視した事業での運行経費のほとんどを町が負担して行うことから、町民のサービスが目的であり、そのサービスにおいて町民の間に不公平感があってはなりません。

町が秋北バスの乗り入れをやめ、町が自ら運行する巡回バス事業を全町民の負担で運行する方法は、全町民が町内であれば一律の定額料金で乗り降り自由に移動できる手段をつくることであることとあります。それが町内にある診療所、金融機関、商店、温泉施設などを利用すること、町民が稼いだ金は町内で使うことが町内での資金循環と人の移動に伴う地域のにぎわいをもたらす、町の活性化に繋がることになるとは思いませんか。

自分は、町内であれば100円で誰でもどこにでも自由に乗り降りできるバスとの認識と捉えていました。それが地域によって距離に関係なく一律の定料金の設定で能代にも往復できる環境が整い、高齢者が免許を返納しても移動が可能になるほか、利便性の高まるものとして期待していたのですが、残念ながら利用者区分、すなわち町民の間に差を設けたことが利用者間に大いなる不満をもたらしていること、住民間の感情対立に発展していることを認識しているのでしょうか。

巡回バスの決定もすぐに八森地域を含む無料区間に該当しなかった巡回バス利用者数

人に聞いたところ、「なして同じ町民なのにおらだば100円、あらんどだばただと、おがしぐねえが」と、「巡回バスだもの同じでねえば駄目だべ」と意見され、会うたびごとに言われます。

巡回バスの目的は、公共交通機関が少なく、移動不便な町内を一律の定額料金で自由に乗り降りできる行政サービス事業であるべきことから、運行して1年たった、1年間の利用者数、移動の目的など、移動の実態はどうだったのか。運行ルート、時間、料金等に係る評価をどう捉えているのか。運行時間、本数、料金の意識はどう思っているのか。そして、今後どう動く意向なのか。さらに満足度向上に向けた運行を維持、確保、利便性向上及び利用者増加に向けた改善や見直しを考えているのか、質問いたします。

次に、町の魅力等の開発について。

関係人口・交流人口の拡大は、地域に何度も訪れて関わりが強くなっているうちにその地域の親しみや思いが深くなり、将来的には定住化に繋がるとの考えで進めている取り組みです。最近では地域の人との関係性を築こうとしない土地居住者も多くはなっていますが、ふるさと納税などの影響もあり、実際に気になった地方に旅行に行ったり、地域の祭りに参画したりという動きが見られるようになりました。必ずしも移住は必要ではないですが、まずは関係人口として地域の関わりを深めていくことが大切であると考えます。

町として、観光で来る人に次に訪れる時には住民との交流できるイベントに参加の機会を設けたり、ふるさと納税で応援する町を旅先に選ばれる町に、そして町の特産品を買うきっかけになるようにしなければなりません。私たち町民ができる行動は、興味持てる場所をつくることのために地域の宝の発掘、あるいは特産品開発づくりに参加や協力することであると考えます。

持続できる町の将来のためには、魅力あるスポットや特産品、キャンプ、サイクリング体験など体験メニューや、お土産品の開発による町への関心と情報発信を高めることが重要であると考えます。これから迎える新年度にあたり、町の魅力発信の取り組みの考えを質問いたします。

以上2点であります。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「巡回バスの運用について」であります。

まず、1点目の「利用者数、移動の目的等」についてであります。昨年10月から本格運行いたしました巡回バスの今年9月までの1年間の利用者数につきましては、いずれも延べ人数で、大久保岱・岩子・畑谷ルートが1,785人、大信田・石川・強坂ルートが1,281人、内荒巻・石川・比八田ルートが826人、岩館・目名潟ルートが4,489人、海岸沿いの岩館・目名潟・本館ルートが2,813人となっており、合計で1万1,194人が利用しており、1カ月当たりの延べ利用者数は933人となっております。

移動の目的等につきましては、往路である道の駅みねはま方面への運行に関しては、各路線とも多くの方が道の駅みねはままで降車していることから、能代市への通院や買い物への利用が考えられるほか、復路の岩館方面への運行を見ると、ハタハタ館への利用も増加しております。

また、「運行ルート」につきましては、海岸沿いの岩館・目名潟・本館ルートを利用している一部の方から、本館停留所で乗り降りする方がいないことや、役場が土曜日閉庁していることからルートから外せないかという声が聞こえております。

本館停留所や土曜日の役場停留所については、これまで利用者がいないことから、交通空白地を解消するという観点や最適なルート設定などを踏まえつつ、利用者の声を聞きながら、運行の在り方を幅広く検討してまいります。

また、運行時間につきましては、能代厚生医療センターへ8時20分までに到着することを目的に設定したことから、問題はないものと認識しているほか、本数につきましては、往路、復路ともに3本ずつではあるものの、午前便、午後便のバランスは十分に取れているものと考えております。

一方で、料金につきましては、バス事業者から、燃料費の高騰等により運賃改定が見込まれていると聞いており、こうしたことを踏まえ、今後、町としても利用料金の改定について検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、公共交通につきましては、環境等の変化に応じ運行内容を変更しなければならない事業であると認識しており、将来的には能代市内までの直通も含めて検討するなど、今後も利便性の向上に一層努めてまいります。

次に、「町の魅力等開発について」であります。

人口減少や少子高齢化が急速に進む本町において、関係人口や交流人口の拡大を図ることは、経済効果を伴いながら人流を創造し、ひいては定住人口の創出、地方創生の実

現へと繋がる大きな可能性を秘めております。

議員ご指摘のとおり、関係人口や交流人口を拡大させ、移住者を増やしていくためには、地域が有する観光資源や強みを再認識し、それを町内外に発信していくことが重要であります。

このため町では、これまでに観光協会や地域おこし協力隊等と連携し、首都圏での観光PRや移住相談会、特産品の開発や販売に加え、民間住宅を移住希望者に向けて改修する空き家改修事業等を継続的に実施しているほか、移住・定住希望者をターゲットにした観光・田舎暮らし体験ツアーや、ユーチューブ等を活用した動画配信事業にも取り組んできております。

また、令和3年度からは、本業に携わりながら田舎暮らしを体験する「半農半X事業」をスタートさせており、この3年で県内外から約30人の方々にご参加いただき、関係人口として地域との関わりを深めております。

さらに、今年度に入ってから、コロナの影響により自粛していた各種イベントが順次再開しており、白神山地の世界自然遺産登録30周年を記念した散策イベントを実施したほか、アワビの里づくり祭りや白瀑神社のみこしの滝浴びも多くの観光客でにぎわったところであります。

しかしながら、八峰町を訪れる観光客の多くは、複数の観光スポットを短時間で回る通過型観光であり、今後、経済効果の高い「体験型観光」や「滞在型観光」、「交流型観光」を推進していくためには、白神山地をはじめとする豊かな自然資源を生かした魅力的な体験・交流メニューの開発や付加価値の高い選ばれる商品づくり、インバウンド需要に対応できる体制づくりが必要であります。

併せて、これまでも交付金等を活用しながら、様々な観光施策や移住・定住施策等を展開してきたものの、膨大な観光情報等があふれる中で他地域との差別化を図るまでには至らず、その効果は限定的であります。

今後、町では、地域住民や地元事業者等を巻き込みながら、既存観光資源の再確認と磨き上げを行っていくとともに、コロナ禍で変化した観光トレンドに対応し、登山やキャンプ等を主体としたアウトドア・ツーリズムを推進していくほか、課題となっている冬季の誘客につきましては、商工会やガイドの会等と連携しながら、「冬キャンプ」や「冬の留山散策」など、雪国ならではの体験メニューの開発に向け検討を進めてまいります。

また、対外的に知名度・注目度の高いサーモン養殖事業や、旧湯っこランドを利活用するリノベーション事業、今年3月にオープンした日本酒の醸造所を併設したカフェなど、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業を支援しつつ、これらと連携していくことで、魅力的な観光コンテンツや特産品等の開発に努めてまいります。

特に、先日行われました「町づくりと経済の未来を創る協議会」の検討テーマであった特産品の開発については、お土産が観光地の魅力を伝える重要なプロモーションツールであることを踏まえ、町内外から幅広くアイデアを募り、地域ブランド商品の早期開発に向け検討を加速してまいりたいと考えております。

さらに、ほかの観光地においても積極的に情報発信が行われていることを踏まえ、町内観光事業者を対象にしたアンケート調査を行い、ターゲットとする観光客の属性やニーズ等を的確に把握・分析した上で、観光客に対して当町の魅力を効果的かつタイムリーに伝えるため、観光パンフレット等の全面見直しや、今年から試験的に導入している観光イベント等の動画配信の継続などについて検討してまいります。

加えて、今月20日には、株式会社モンベルとアウトドア活動を通じた地域活性化などを目的とした包括協定を締結する予定であり、今後は、この協定を最大限に生かしながら、積極的に地域の魅力を発信してまいります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、八峰町の人口、約6,300人です。それに対してですね、約1万2,000弱の利用者ということであったわけですが、割るとですね町民1.8回乗ったと、利用したということではありますが、そのほかに月930人程度。当初の予定では月1,000人ぐらいであったと思いますが、まあ人口も減っている中で横ばいかなとは思いますが、これについて町長としては、この実績についてどう判断しているんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 利用実績につきましては、概ね想定どおりといったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） どのぐらい、町民2回転すればいいのか3回転すればいいのかというのは私も何とも言えないところですが、ただ、今後この900人、まあ当初予定されていた1,000人がですね、月、まあ1,000人が1,200人、1,300人とかう増えてい

けば、まあ順調に使ってるんだなというふうに思うわけですが、なかなか判断が難しいなということでもあります。

これについて増やすという方法は私なりに後で提案したいと思いますが、まず次に、その途中演台に立った時の質問の中に、私は料金差が地域の乗車位置によってですね、無料のところと100円払わなければならないところがあるということで、これを問題にしたつもりですが、その回答が具体的にはまだないわけですが、この辺について町長は聞いてはいると思いますけども、改めて私、説明しておきたいと思います。

料金の設定がですね、能代の病院通いを主に考えた偏った考え方から私は出発しているんじゃないかなと。しかもですね、試験運用していた期間は無料で実施してあったわけですね。ですから無料というものに慣れてしまって、100円すら払いたくないというか、100円も出したくないという感情をつくってしまった。実際には値上がりしたのは一番安いところで10円ですよ。で、沼田の人が、まあ一番近い沼田、70円。こういう人方が70円上がるということに対して不満を持つのかなということで、沼田の人とその近くの田中の人に聞いてみました。まあ、ただの方いいに決まっています。ですが、徳のある人だかもしれませんが、「おらだば恥ずかしして同じバスさは乗られね」と、片や100円払って、おらはただだと、それについては非常に負い目を感じるというふうなことを言っていたわけですよ。もちろん、簡単に言うと八森地区の人は100円払うし、峰浜地区のこっちの近い方の人はただ、こういう2つの料金差のある人が同じバスの中に乗ってて、やっぱり金払わないとこ見るとですね感情的になってるわけですね。しかも、もう一つは、まあこれは交通機関の取りやめっていうか、公共交通の仕組みで新路線をつくったがゆえにですね能代の一部を走らざるを得なくて、その住民も拾っていくということで無料にしたという意味は分かりますけども、それにしても、それについてもやっぱり感情的にあるわけですよ。何で能代の人ただだと。ルートはいいけども、やっぱりじえんこは取るべきだべというふうなことはやっぱりあるわけです。その辺を踏まえてですね、これに対して町長として今後、いろんな形での料金改正を考えているというふうなこと言っていました、これについて答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずはじめに、巡回バスが運行したのが去年の10月でございますけれども、その当時のですね町の情報発信の仕方もちよっとまずかったのかなというふうに思っております。この巡回バス、原則100円でございます。ただのところがある

や有料のところがあるではなくて、原則本来は100円です。こういったPRをちょっと町当局としてはちょっとおろそかにしてるのかなというふうに思っております。

その無料区間があるというのは、議員おっしゃるとおり終点が峰浜の道の駅、ここに行く時だけがそういった料金格差が出るというところでございまして、それ以外は基本的には100円だと、そういったところをちょっと周知がちょっとし足りなかったのかなというふうに考えているところでございます。

ただ一方で、私も先ほど答弁で申し上げましたけれども、燃料高騰の動きもございまして、そしてまた、やはり公共交通というのは環境の変化に応じて見直していかなければならないといったところもございますので、そういったところを幅広く検討しながら、今後の在り方をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） なかなか料金変えるという直接的な答弁はないですけども、そのほかにですね、巡回バスは町民が支えていかなければ成り立たないわけですよ。だとするとですね、私、途中でも言いましたが、町の中巡回すること、で、町の利便性を高め、今3回、3便というか、3便しか回ってないけども、これをもしかしたら増えればですよ、利用者が増えれば、4便でも5便でもした方がいいわけですよ。逆に増えれば利用者が増えるということにも繋がるわけけども、それによって町のにぎわいというのが逆に増える。例えば能代に行かなくても、わざわざこの辺にあれ何だ、薬王堂と、ニコット。最近青森の人がすごい利用してますよ、薬王堂。能代の薬王堂よりも一番売れています。地元のコンビニも能代よりこっちのコンビニの方が一番売れてるんですよ。最初、角にできたあたりは秋田県一売れたコンビニと言われてましたけど。そのぐらいまず利用価値がある八峰町なわけですよ。ですから、利便性、まあ便数を多くすれば町中で買い物ができるし、地元の人が稼いだ町を町内でぐるぐる回ると。そのほかに人がぐるぐる入って回るといとか、それこそにぎわうということが一つ。

それとですね、その無料になる児童の未就学児はただだと。じゃあ小・中学生はどうなのかという、私は小・中学生にもこれやるべきではないかな。まあできれば高校までやってほしいなと思いますけどもね。ていうのは、これは子どもらにも教育だわけですよ。バスを利用できる、何て言う、知識っていうか、まあ行動力っていうか。今の子どもらはみんな親がどこにでも送ってあってですね、人との会話はできねえし、バスはもちろん、その切符さえ買う方法も知らない。そういうふうな環境では非常に、こう何て

言う、独立心っていうか自主性が生まれないと私思うんで、まあ昔、私が初めてバスとか汽車に乗ったのは小学校五、六年です。その頃に一人でバスを乗るってば非常に怖い思いしながらも、勇気を持って振り絞って、例えば岩館まで行くとかですね、そういうふうなことを自ら体験させる機会必要だなと私は思うわけです。そうすることによって自立心が生まれ、独立心が生まれ、自信にも繋がっていく、そういうことが必要だと思うわけです。で、その際、料金、子どもらですから取るわけにいかなくて100円をそれはただにするから、まずこう行ってみれというそういう機会をやっぱりつくるべきではないかなと。それによって子どもらも大いに満足するわけですし、一緒に同乗した高齢者、バスの中の高齢者も子どもらを見て元気になったりするわけですね。それこそが地元のにぎわいとかそういう交流に繋がって、町中が楽しくなるんじゃないかなと私は思うわけです。そういうふうなことからですね、私は高校生以下も無料に。で、町内のそういう施設に買い物でもいいし、岩館の海岸に遊びに行くでもいいしですね、そういうふうにご利用してもらいたいと。能代にばかり行かなくても地元を使ってほしいなというふうに思っているわけです。そういうことから、子ども、まあ高校生以下の無料ということについての考え方について答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 高校生以下の無料につきましてでございますけれども、今、全体的な人数としては先ほど申し上げましたような、1カ月で延べ933人といったところでございますけれども、実はその内訳までは把握していないところでございます。いずれどういった方々が乗ってる、その小・中学生が乗ってるとか高校生が乗ってるといったようなところも全然把握していないところでございます。そしてまた、こういった方々を無料にするといった場合、また予算も関係してくるところでございますので、いずれそういう環境を全部含めてですね、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ小出しにして悪いんですがね、もう2つばかり実はあるんですよ。

もう一つはですね障がい者です。障がい者の方乗るのかというふうに聞かれると私も自信ないんですけどもね、絶対いないわけではないなと。もしその小・中学生も含めて

考えるんだとしたら、障がい者も入れておいていただきたい。

それともう一点はですね、今、子どもの出生が1桁台になってしまった。もうこの10年先、もう小・中学校の統合問題までも出ている状況。そうすると、この学校の送迎バスもかなり無駄っていうか、ボリューム的には考えないと駄目なってくるわけですよ。だとしたら、この巡回バスと併せてですね利用できないかというふうな想定も含めて、もうは既に考えていかないと間に合っていないんじゃないかなということ想定しておりますので、その辺について答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に山本議員おっしゃるとおりだというふうに私も思っております。こういったところも踏まえまして、スクールバスと併用できないのか、あるいは例えばですけども、高校までそれを延ばしてやれないのかというところも、まあ検討段階ではありますけども、庁内で指示しているところでございます。まだ具体的に、まあ能代市さんだったり、運行事業者さん、そういったところのとの調整は今後出てくるころではございますけども、いずれにしても学校の統合、そういったところも見据えながら、こちらの運行状況の方につきましてもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目については終わります。

2問目に入ってもよろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○11番（山本優人君） 次に、町の魅力の開発の件ですが、私はまずはじめにですね、あまりにも八峰町、まあ観光する施設とか名所、場所が少なすぎて滞在時間がもうほとんどない、滞在する人がいないというふうな状況なわけですね。ですから、まずその滞在できる、見る場所をまず発見する。まあ発見し、つくるっていうか、そういうふうなところを町民こぞって何かこう、おらほの例えばここはすげえいい所だというふうなところ、まあ各自治会が挙げてもらうとかですね、まあ個人的に誰でもいいわけですが、そういうふうなことを一回募集してみたらどうかなと。で、それから始めたらいいのではないかなと私は思うわけですよ。それをちょっと少しくオーバーに宣伝していけば、ミニスポットなり、そういうことが出てくるんでないかと。で、そういう箇所をいっぱいつくって、これを今度、何ていうか、宣伝していくと。SNSなり、得意のユー

チューブなりに発信してですね宣伝しておくことによって、八峰町、あそこさ行けば、あちゃこちゃこういうふうなところがあるなというふうには知ってもらうことが大切ではないのかなというふうに思います。

それと一番私、前から要望、議員の皆さんの中では割と携帯とか、このSNSを使って早い世代なので、その時にですね、まだ携帯が早く出た時に、東京にいる八峰町出身の人がいっぱいいるわけですね。で、彼ら彼女らに若干の謝礼を出してもいいですから、それを発信してもらう、そのまあ発信者というか、拡散してもらう、そういうふうなふるさと応援団っていう、ああいうふうなことをほかの方では言っていますけども、そういう人を募集して使うべきではないかな。それによってこう拡散の範囲が広がる。単に町の職員、町のホームページだけで出してもですね、ほとんど見ない。これはSNSっていうのは友達の繋がりでいくわけですから、そういうふうなことをやっていけば範囲が広がるんじゃないかなというふうに思っていますが、それについての、この発信の仕方ということについてはどう考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 観光PRにつきましては、ちょっと先ほどの答弁とかぶるところもあると思いますけども、いずれ動画発信、あるいは観光パンフレットの見直し、そういったところを検討しながら進めていきたいなと思っております。

また、その新たに東京の人をお願いするですとか、そういった外部の方をお願いするとなると、やはりその予算もある程度必要かなというふうに考えるところでございますので、いずれにしても幅広く検討する必要があるのかなと思っております。

そしてまた、一番最初のいろんなまだまだ掘り起こしができてない観光するところが、スポットがあるんじゃないかというところに関しましてはですね、正に私もそのとおりで思っております。また、真瀬の三十釜、非常に有名でありますけれども、まだまだ知名度不足だというふうに思っております。そしてまた、ちょうど町長室にもあるんですけども、滝の間海岸の岩場がぱっと写ってて、ずっとこれ何なのかなと思ってましたら、どうもスフィンクスに見えると。まあ男鹿のゴジラ岩じゃないですけども、そういったところもまだまだ八峰町には隠れた名所になり得るようなところがあるのかなというふうに思っておりますので、今後そういったところの掘り起こしも対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あと、歴代町長の悪口を言うわけではないんですがね、町長になると東京での、あれ何と言った、東京の業者の懇談会……企業懇談会とかありますよね。まあ私何回か歴代町長に言ってるんですが、おめ方、ただ懇親会さばかりはまって何して来たったが。人ってどっかの会社と仲良くなって、一つぐらいもう誘致してこえばいいってねえがってしゃべってきたんですがね、まあ今回、まあ町長は、何だっけ、モンベル、誘致はしてるのかどうかっていうところまでは分かりませんが、そういうふうな形で提携をするというふうなこと、非常に頑張ってるなというふうに思うわけですが、今後もああいう企業誘致の際にはですね、ただ懇談会での交流ばかりしてなくてですね、どっかターゲットを絞って、この会社とちょっと下請でもいいですから工場を考えてもらうとかですね、そういうふうなことを是非私はやってもらいたいと思うわけですよ。

それともう一点はですね、やっぱり新しい町をアピールして、まあ八峰町はすごいなと思ってもらえるような事業を入れると。私、特にここの辺でびっくりしたのは、青森県の中泊っていうところあるんですが、ここはですね電子決済を町の中で普及してるとこなんですね。あそこも七、八千人ぐらいの町ですけども、P a y P a yというああいうふうな方法で、高齢者の85%がこれで決済してる。ですから、金を持ってこなくてピッて支払うというふうなことをやってる町だけなんです。で、そうすることによって逆に今度犯罪が少なくなっていくということで、これはすごいなと。考えられない。85%っていうことは、ほとんど町民全部みたいなもんですよ。ほとんど寝てる人も入れて100%ですからね。いや、これはすごいなというふうなことです、いや、まあそれと同じことすれというわけではないんですが、そういうふうな突拍子もないことで町が脚光を浴びるというふうなこともあるわけですから、それは町長一人だけではなくて課長も自らみんな集めて、いろんな考えないのかなというふうなことを私は期待してるんですよ。まあ前任者を悪く言うわけではありませんが、前の人ですね、課長のことはアイデアは全然期待してないというふうな発言して、愚かしいもんだと。一人ではないでしょうと。やっぱり課長クラスがアイデアと一緒に論議しながら進めていくべきじゃないのかなということで、そういうような進め方で考えてもらいたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町

長。

○町長（堀内満也君）　ちょっとその中泊の電子決済につきましては、ちょっと私も把握しておりませんが、アイデアとしては非常にいいもんだなというふうに今聞いて思ったところでございます。

また、その役場内の話でございますけども、私もいろんな話をこう聞いていく中で、やはりいいアイデアって皆さん持っているところでございますので、当然ながら役場一丸となって、機構改革、あるいは新たな取り組み、そういったところをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君）　11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君）　これで最後にしたいと思いますかね、もう一つ最後に、あわび祭りで使っている大型テント、あれ1基。2基だ。1基800万円するんです。たった1日しか使ってない。私はあれをですね何とか活用したいなと。あれやっぱりイベントのために用意したと私は思ってるわけです。だとすると、眠っておくよりは壊れてもいいからやっぱり使う。そう考えた時に、まあ今、冬間近かに迫っていますけども、冬キャンプ用にあれ、何だ、御所の台の球場、あそこにでも張っておけばいい。周りは何だ、網やればある程度は風は和らげるわけですよ。そういうふうな使い方だってあるし、そうすれば冬のバーベキューできるわけですよ。場所提供する。ああいう景観の中でバーベキューやるってやつも、ひとつ目新しいかなと思うわけですね。そういうふうなことを考えておりますが、ひとつこのアイデアについて答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君）　ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君）　非常に斬新なアイデアだというふうに思っておりますけれども、あのテントもですね、なかなか人力で張るには非常に難しい大きなテントでございます。やはり設置にはその設置する費用がやはりかかるところでございます。私もあそこだけで使われてるのはもったいないなと思って、いろんな各イベントを主催する実行委員会の方々にも、こういったテントあるよというふうなPRはしてるんですけども、やはりその設置に大型クレーンが要するとかそういったところでなかなかほかで使われていないような、そんな感じになっているんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた冬場の利用ですけども、あのテントがどのくらいの風速に耐えられるのか、そういったところもまだ私もちょっと把握してないところもありますので、設置の可能

性についてはもうちょっと幅広く私も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時5分前に始めたいと思います。

午前10時51分 休 憩

.....

午前10時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 7番腰山良悦です。通告に基づきまして、大学による町創生について質問いたしたいと思います。よろしくお願いします。

町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、少子高齢化や人口減少、農林漁業の振興、空き家対策など数多くの課題に取り組まれ、それなりの効果が現れている部分もあるが、まだまだ十分だとは言えないと思います。

そこで、これらの課題に取り組むために大学サテライトキャンパスを誘致し、連携することにより、若者の流出を防ぎ、町の活性化、人口流入、産業の振興、教育の向上など創生を図れるのではないかと思うが、町長の考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

腰山議員ご指摘のとおり、町は、少子高齢化や人口減少、農林漁業の人手不足、空き家対策など多くの課題に直面しており、これらの課題解決のため、様々な施策を展開しているところであります。

ご提案の「大学キャンパスの誘致」につきましては、教育・文化水準の向上や産業振興、人材育成、地域コミュニティの活性化など、様々な効果が期待されるものと認識しております。

一方、全国的に少子化が進んでいることに加え、町は大学に対し、学生確保に関する支援や土地等の無償貸与、学生の研修や実習先の確保のほか、設置・運営経費の負担を継続的に行う必要があるなど、難しい課題も多くあると考えております。

このため、町としましては、「大学キャンパスの誘致」を図ることは相当に困難と考えますが、まずは、大学誘致を行った市町村の事例等を参考にしながら、その可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） ただいま町長の考えを伺ったわけなんですけど、確かに非常にこう実現するには難しい面が多々あると思います。しかしながら、ただ考えていてそれだけでやらないということは、やはり何と言いますか、先が見えないと言いますか、できればやはりもう少し積極的にやるという姿勢でもって考えてもらいたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

まあなかなか財政的な課題もありまして、私もその誘致に関しては非常に多くの課題もあるといったところでございます。そしてまた、町としては何もやらないというわけではなくて、先ほどの答弁と繰り返しになりますけども、実際に誘致している市町村もありますので、そういったところの事例をまずは参考にしながら、できるか、できないか、そういった可能性についてまずは研究したいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 是非とも町長の若さと行動力でもって頑張ってくださいと思います。

いずれにせよ、この大学キャンパスを設置するということは、いろんな面で町の活性化にも先ほど言ったように結びつきましたし、いろんな面で今まで以上の効果が表れると思います。そういう点で前向きに頑張ってくださいと思いますので、どうかひとつお願いして、簡単ですが、これで質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終了します。

追加日程第1、議案第96号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第96号についてご説明いたします。

議案第96号、工事請負契約の締結について。

令和5年12月6日に指名競争入札に付した「林道施設災害復旧事業 池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的です。林道施設災害復旧事業 池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事

2. 契約金額です。1億2,452万円。

3. 契約の相手方です。秋田県山本郡八峰町八森字和田表121 大森建設株式会社 八森本店本店長 大森弘さんです。

4. 支出項目です。令和5年度一般会計 11款災害復旧費 2項農林水産業施設災害復旧費 1目林道施設災害復旧費

令和5年12月15日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これ1号・2号とあるということは、2カ所に分かれているのを一括で入札したのかという点とですね、あそこは水道管も、水道管ってあったか、あれ何だ、管も走ってらんでねがったっけ。入ってない。

（「池の台線だよ」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） 全く違うの、これ。失礼しました。場所、具体的に場所分かるように説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、工事箇所、あるいはその1号・2号の区別あるのか、そこら付近、詳しくご説明をお願いします。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

場所としましては、八森字物見、大森建設さんよりもうちょっと北側に行った林道となります。で、箇所1号・2号箇所とありますのは、その林道の中の手前を1号、奥を

2号という形で査定は2つ受けてるんですが、合併して発注しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第97号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第97号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,999万8,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和5年12月15日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの一般会計補正予算（第8号）につきましては、物価対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの推奨事業メニュー枠の事業費を追加するものでございます。

はじめに、この推奨事業メニュー枠として実施する5つの事業についてご説明したいと思います。

なお、タブレットの方に説明資料を掲載してございますので、そちらをご覧ください。

いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず1つ目の事業につきましては、住民税課税世帯に対して物価高騰の負担軽減を図るため、町内事業所等で利用できる1万円分の地域商品券を発行する事業でございます。

2つ目は、住民税非課税世帯であれば低所得世帯支援枠事業に該当しまして7万円の支給を受けることになるのでございますが、住民税非課税世帯であっても住民税が課税されている人の扶養親族となっている場合は対象外となります。この対象外となる住民税非課税世帯を支援するために推奨事業メニュー枠を活用して7万円を支給するという事業でございます。

3つ目は、離職等により家計が急変し、住民税非課税相当なった世帯を支援する事業でございます。

4つ目は、県との協調事業で障がい者支援施設等を支援する事業でございます。

5つ目は、これも県との協調事業で介護保険施設等を支援する事業でございます。

それでは、議案書の方の6ページ・7ページの方に戻っていただきたいと思います。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの推奨事業メニュー枠に対する国からの交付金ということで、3,143万1,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金につきましては、県との協調事業分として介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金132万円、それから障がい者支援施設等物価高騰対策事業費補助金として14万4,000円、合わせて146万4,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

はじめに、2款総務費1項総務管理費6目企画費につきましては、住民税課税世帯に対して物価高騰の負担軽減を図るため、町内事業所等で利用できる地域商品券を発行する事業分を計上しておりまして、まず10節の需用費のうち消耗品につきましては、事務用品等として3万円、印刷製本費につきましては、商品券を郵送する際の封筒印刷代として13万円、合わせて16万円の追加でございます。

11節役務費につきましては、商品券の郵送代として通信運搬費111万6,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、1万円分の地域商品券を1,800世帯分として1,800万円の追加をして、商品券の印刷及び換金に係る手数料として150万円追加し、合わせて八峰町物価高騰対策商品券発行等業務委託料として1,950万円を追加するものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、扶養親族の関係で低所得世帯支援枠で対象外となった住民税非課税世帯と、離職等により家計が急変し、住民税課税相当になった世帯へ7万円を支給する事業を計上しておりまして、まず10節需用費につきましては、消耗品としては事務用品費等を1万円、印刷製本費につきましては、確認書等を郵送する際の封筒印刷代として1万5,000円、合わせて2万5,000円の追加でございます。

11節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として1万2,000円、手数料につきましては、口座振込手数料として1万6,000円、合わせて2万8,000円を追加するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、低所得世帯支援枠の対象外分として125世帯分と、離職等により家計が急変した世帯分として5世帯分、合わせて130世帯を見込み、1世帯7万円を支給することから、価格高騰重点支援補助金、推奨事業枠を910万円追加するものでございます。

3目障害福祉費につきましては、県との協調事業で障がい者支援施設等を支援する事業分を計上しておりまして、まず10節需用費につきましては、事務用品等の購入費として消耗品費3,000円を追加するものでございます。

11節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として1,000円、手数料につきましては、口座振込手数料として2,000円、合わせて3,000円を追加するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、障がい者支援施設等物価高騰対策事業補助金として入所定員1人当たり6,000円を5人分、それから通所定員1人当たり3,000円を70人分、1事業所当たり4万8,000円を1事業所分を見込み、合計で28万8,000円を追加するものでございます。

6目介護保険費につきましても、県との協調事業で介護保険施設等を支援する事業分

を計上しておりまして、まず10節需用費につきましては、事務用品等の購入費として消耗品費 2 万 6, 000 円を追加するものでございます。

11 節役務費のうち通信運搬費につきましては、確認書等の郵送代として 3, 000 円、手数料につきましては、口座振込手数料として 3, 000 円、合わせて 6, 000 円を追加するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金につきましては、介護保険施設物価高騰対策事業補助金として入所定員 1 人当たり 9, 000 円を 241 人分、通所定員 1 人当たり 3, 000 円を 61 人分、1 事業所当たり 4 万 8, 000 円を 6 事業所分を見込み、合計で 264 万円を追加するものでございます。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 少し聞きたいと思います。

障がい者の物価高騰で 1 事業でありますけれども、虹のいえなのか、それとも就労支援 A 型の施設なのか、その区分けと、それから介護保険の 6 事業所、これは特養ではなくてグループホームに 6 事業になるんでしょうか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段でありました障がい者支援施設等の対象施設の件の確認だと思いますけれども、障がい者の入所施設はグループホーム、それで障がい者通所施設については、さくら園、ハッピーマッシュ、ハッピーマッシュ第 2 事業所。訪問相談系の施設につきましては、秋田虹の会という形になります。

実際にはですね、入所施設については先ほど副町長からご説明あったとおり 6, 000 円、通所施設については 3, 000 円という単価で定員に合わせて支給する予定になっております。

続いて 6 目の介護保険の施設に対する事業につきましては、入所施設が特別養護老人ホーム海光苑、松波苑、松波苑ユニット、軽費老人ホーム、合わせてグループホーム、こちらにつきましては、グループホーム花梨、ふる里、松峰園、水沢の里、親孝の里、

合わせて海光苑ショートステイ、松波苑ショートステイの全ての入所施設の定員枠という形の定員になります。241名。

続いて通所系の方ですけども、こちらは特養施設の海光苑、松波苑、松峰園、グループホーム松峰園、こちらの通所定員枠が61名分。

訪問系になりますと6件、町の社会福祉協議会、訪問介護季の庭、訪問介護サービスおだやか、介護松波苑居宅介護支援事業所、社会福祉協議会居宅事業所、水沢居宅支援事業所、以上6件という形での回答となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと聞いただけではちょっと分かりませんので、この資料をちょっと出してもらいたと思います。

それと、八峰町からほかの施設に、能代に通ったりとか施設に通ってる人たちもいるんですけども、これはあくまでも八峰町に通所している他市町村からの人たちもハッピーマッシュとかかなりいるんですけど、それも全部合わせてってということなんですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業は、先ほど来ご説明ありましたとおり県と一緒にやる事業でございます。市町村に所在している事業所に対する光熱水並びに食料費の物価高騰部分に対する補填、支援する給付金となります。ですので、八峰町内に事業所がございます施設の運営費の部分で、それぞれの定員に合わせて支給するという事業でございますので、利用者がこちらの住民もしくは能代市からこちらの施設を使っている住民という形ではなくて、あくまで所在市町村の登録事業所の登録定員ということで支援する事業でございますので、ご理解いただければと思います。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 低所得者支援のところで125世帯と説明資料の中にあるんですが、説明で130世帯って私さっき聞いたんですがね、これ変動があるんでしょうか。

それと、この該当者が既に決まっているのであれば、この基準の日というのはいつなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村

副町長。

○副町長（田村 正君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

説明の中で130世帯というのは、ここの低所得者の部分の125世帯と、次の家計のそう  
うです、その5世帯と合わせての130世帯、予算の方では、そういう措置をしていると  
いうことでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに。

○副町長（田村 正君） すいませんでした。基準日は12月1日というふうになってござ  
います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 関連しますけども、この3番の家計急変世帯の把握、把握方法で  
すね。5世帯見てますが、その方法をお知らせいただきたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保  
健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

こちらは住民税というものは6月1日の算定基準で賦課されますので、1月1日に住  
所があるところで税が算定されて、その後、住民税は6月1日の基準日によって八峰町  
から納付書が交付されます。1月2日から、今、副町長から説明あった12月1日までの  
住民異動等で転出入された方並びに実際に転入されて前住所地で課税されている所得が  
分からない方がございますので、その方と、併せて生活、まあこのコロナ禍でですね失  
業等が想定されて、実際に完全に収入が途絶えたとかっていう形で、令和6年度が非課  
税相当と認められるような収入要件が見込まれる人から申請をしていただくという形で  
ご案内を差し上げます。ですので、あくまでもこれは想定の数値ですので、確定的なも  
のではありません。で、まあ当然失業等ですので、国民健康保険等に参加されてくる  
方々もしくは雇用保険を受給されてる方々が対象となりますので、そういった方々にご  
案内は差し上げるつもりでおります。

回答は以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第11号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

朗読、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この発議に反対いたします。

はじめに、医師、看護師等の増員でありますけども、そもそも資格者そのものが不足しているのに増員すればいいということは、なかなか無理な話を要求しているということです。

それから、この後段にあります労働者の賃金を支援するということは、上げれということでもあります。一方で給料を上げ、最後に患者・利用者負担を軽減するということ、相矛盾すること書いてあります。給料を上げるということはですね、自らの医療費の高騰を招くということに繋がるわけでありまして、むしろ利用者の負担が増えるわけですから、この点について私は矛盾するという意見書については反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

先ほど反対討論の中で、給料を上げれば利用負担が増える、これはとんでもない話です。これをならないためにも、国の方で支援していかなければならない。給料を上げて私たちの負担が増えるというのであれば、大変な世の中になってしまいます。これが福祉の仕事だと思います。

命を守る医療制度のケア労働者の賃金は、政府が介護処遇評価書を行って少しはアップされました。しかしこれは、アップされたのは看護師が35%であるために、医療全体が非常にこの団結力が弱くなって、賃金に格差ができたということであります。で、やはり施設全体のケア労働者のアップをやっていかないといけない。まあそのケア労働者のほとんどは女性であって、低賃金で働かざるを得ないという状態になっています。

介護施設では二交代制がほとんどで87%です。また、16時間勤務、二交代制の16時間勤務っていうのが78.8%。これは本当に法律で決めなければならないと思います。公の機関であっても16時間働いて二交代制、これは非常に厳しくてつらい仕事であったということを公の男性から、働いていた人たちから聞きました。そのためには、何かあった時にはもう近くに人たち、看護師とかいろんな人たちも待機して、何かあったらすぐ駆けつけるようなそういう体制になってると言いますけれども、それでは本当に安心して働くことができません。そのためにも法でしっかりこのことを規制していかなければならないと思います。

報酬を値上げ、介護保険の診療報酬を引き上げてと同時に患者・利用者の負担を軽減すべきです。

地方から国へ物申す、このいい機会を利用して是非議会でも要望をしていくべきであります。賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

総務民生常任委員会委員長及び教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の陳情第6号から陳情第9号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会までに審査し、報告をお願いします。

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前11時36分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹